

○武田室長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第10回「地域共生社会の在り方検討会議」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事務局から、本検討会議の取扱いについて御説明をいたします。

本検討会議の議事につきましては公開となっておりますが、会場での傍聴につきましては報道機関の方のみとさせていただきます、その他の傍聴希望者向けにはYouTubeでライブ配信をさせていただきます。本検討会議では、これ以後の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方々はくれぐれも御注意のほどお願いを申し上げます。

会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮り等はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、本日の構成員の皆様の出欠状況でございますが、本日は全員御出席頂戴しております。その上で、石田構成員、栗田構成員、原田構成員、松田構成員がオンラインで御参加頂戴しております。また、松田構成員は15時頃に御退席予定、原田構成員は15時20分頃に御退席予定と伺っております。

御出席の皆様におかれましては、御多忙の折、誠にありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、宮本座長をお願いいたします。

○宮本座長 今日は大変暑い中、東京は30度を超えているのかもしれませんが、御参集いただき誠にありがとうございます。早速、本日の議事に入ってまいりたいと思います。

今日は、御案内のとおり、中間とりまとめの案について議論をしていきたいと思っております。

前回、重層的支援体制整備事業の人件費の予算について、あるいは多機関協働事業の委託について、厳しいやり取りも含めて大変大事な議論が行われたと思っております。これはきちんと議論しなければいけないと強く感じた次第ですが、同時に、この間積み重ねてまいりました検討会議の議論をきちんと社会福祉法の改正であるとか、何よりも包括的な支援体制を地域につくっていく作業を進めていくことにしっかり反映させていく。そのためにも、この段階で一旦中間とりまとめをしておく必要があるというタイミングでもあります。

そうした中で、どうなってしまうかなと思ったところもあったのですが、この間、前回の議論で、やはり少し我々がきちんと詰めていなかったことが非常に明確になったという面もございます、その点を含めて、構成員の皆さんの間で議論がされ、また、事務局と皆さんの間でも議論が重ねられてきて、私が理解している限りでは、かなりの程度、そのような議論を反映した中間とりまとめ案になっていると感じてございます。

ただ、されど、お一人お一人の皆さんからすれば、まだ合格点ぎりぎり、あるいは若干下回っていると感じている方もおられるかもしれず、その辺り、今日は議論をしっかり深めていただければなと思っております。

まず、今日の進め方ですけれども、冒頭、とりまとめ案の中身を含めて今日の資料を事務局から説明いただきます。先ほど申し上げたように、制度の改正あるいは改革を進めていくプロセスの中にあるわけでありまして、先日も社保審の福祉部会が開かれて、事務局からこの検討会議での議論の内容について御説明があり、私自身も委員として参加させていただき、皆さんの議論をお伝えしたつもりではあります。福祉部会において出た様々な御意見についても、事務局のほうから御紹介いただきたいと思います。

その後、このとりまとめ案についての議論に移っていきますけれども、先ほど申し上げたような事情で、可能であれば、今日の議論を深めつつ、この会議で、あくまで中間段階でのとりまとめではありますけれども、一旦まとめておきたいと思っております。

議論の仕方ですけれども、今日はそうした議論を中心に進めていきますので、途中で休憩を挟むということもあろうかと思っておりますけれども、前半こういうテーマ、後半こういうテーマというふうには分けずに議論を進めていきたいと思っております。

それではまず、事務局から説明をお願いいたします。

○南室長 事務局です。それでは、中間とりまとめ案について説明させていただきます。

今、座長から中間とりまとめ案の取扱いについて御説明がありましたが、こちらにつきましては、これから福祉部会でさらに議論を深めていただくものとして、このタイミングで案としてお出しをさせていただいているものです。中間としておりますのは、福祉部会で議論を経て、いろいろな新しい論点等が出てくる可能性もありますので、その場合はまた再度検討会議に戻ることもあり得るということで、こういった形で整理をさせていただいております。

それでは、内容について説明させていただきます。

2 ページ目からお開きください。「はじめに」ということで、これまでの間の社会福祉法を中心とした地域共生社会の実現に向けた取組の経緯を整理しています。

2 つ目の○、3 つ目の○です。これまでの間、いろいろな地域で試行錯誤しながら取組が進められてきていると承知しております。包括的な相談体制については流れができつつあるのかなと思いますが、一方で、やはり福祉分野を超えた連携体制や地域との協働、地域づくりみたいなところがまだ十分には進んでいないということも明らかになってきたのかなと思っております。

一方で、2040年に向けては、地域や親族との関係、そういったこれまでの縁というものが弱くなることが想定をされております。また、単身世帯もこれからさらに増えていくということで、こういった社会情勢を踏まえるとともに、法制審におきまして今、成年後見制度の見直しも進められていますので、こういったことを踏まえて今回検討会議を開催し、議論いただいているということです。

内容については4ページ目以降で整理をしております。

構成といたしましては、現状・課題は、事実関係やこれまでの間の取組状況を整理しております。

検討会議での御意見等というところで、検討会議でいただいた御意見やこれまで実施したヒアリング等の結果について整理をしております。

具体的な方向性につきましては、5ページを開いていただきまして、対応の方向性というところで、具体的な対応をまとめております。

1点目は「地域共生社会の理念・概念の再整理・更なる展開に向けた連携・協働」です。1つ目は「地域共生社会の理念・概念の性格、行政責務」ということで、5ページで対応の方向性をまとめております。

地域共生社会というものを進めていくに当たっては、あらゆる地域住民が排除されずに参画していく、こういったことを法令上明確にする必要があるということです。

2点目は、第4条の地域住民等の責務と行政の責務の関係性の整理ということで、特に第6条の行政の責務に地域住民としっかり協働してやっていくというようなことを明確化するという方向でまとめております。

5ページの下の方から意思決定支援への配慮です。6ページに行ってくださいまして、対応の方向性ということで、社会福祉法の中にも意思決定支援への配慮の必要性を明確化したいということで記載をしております。

6ページ目については、マル3、福祉以外の分野との連携・協働ということで、具体的な対応の方向性は7ページをお開きください。これまでは、アンケート調査等を見ても、他分野との連携がなかなか進んでない状況がありますので、特にまちづくり、地域の産業である農業、あるいは移動の問題等を踏まえた交通、いろいろな相談で共通する部分がある消費者行政、それから防災、今回成年後見の見直しもありますので司法等、こういった分野との連携を具体的に進めていくことを図るために法令上に何らかの規定の整備が必要ではないかということでまとめております。

また、福祉以外の分野との連携・協働について具体的な取組を進めるということで、都道府県による市町村への支援の強化や、地域運営組織（RMO）等との連携・協働といったこともしっかり具体化していく必要があるということでまとめております。

7ページの一番下です。その上で、地域共生社会というのは、やはり厚労省あるいは福祉分野のみならず、いろいろな分野、いろいろな省庁と一緒にやっていく必要がある政策ですので、例えば地方創生といった政府全体の政策の中に位置づけていくことが重要ということでまとめております。

8ページ目以降は、包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方ということで整理をしております。

現状・課題、あるいは検討会議の意見等は省略をさせていただきまして、具体的な対応の方向性のところを御説明いたします。

11ページをお開きください。まず1点目、市町村における包括的な支援体制の整備ということで、11ページの下に整理をしております。今後、特に2040年を射程に目指していく方向性としては、今の社会福祉法の規定では、全ての市町村に包括的な支援体制の整備について努力義務として規定をしております。改めまして、全国どこの地域であっても、こういった必要な支援が受けられる、支援を必要とする方が取りこぼされることのないような包括的な支援体制の整備を全ての市町村で進めていくことを再確認することが必要ということです。

このためには、全ての市町村、これは重層的支援体制整備事業を実施している、していないにかかわらず、国、都道府県による伴走支援をしっかりとやっていくとともに、法律上の支援会議や、これは法律ではありませんが、重層的支援会議のような柔軟な枠組みについては、重層的支援体制整備事業を実施していない包括的な支援体制を整備しているような市町村にも拡大をしていって、市町村の実情に応じて体制整備を支援していく必要があります。

続けて、12ページに進んでいただきまして、こういった包括的な支援体制の整備に当たりましては、地域を共に創る（共創）ということもしっかり位置づけていきたいということで整理をしております。また、地域づくりというのが具体的に進んでない実態もありますので、指針等において具体的な要素を書き込んでいきたいと思います。

さらに、2つ目のポツですけれども、制度の狭間をつくらない、あるいは誰も取りこぼさない包括的な支援体制というのを理念に創設された生活困窮者自立支援制度がございます。この制度につきまして、施行からもう10年経過をしておりますが、改めて包括的な支援体制の整備に当たりましては、生活困窮者自立支援制度というのが特に重要な役割を持つことをしっかりと改めて位置づけたいと考えております。

また、同制度におきましては、生活困窮者を定義していますが、今後、身寄りのない高齢者等々を含め、幅広く対応していくということを、改めて法令上の規定の整備の検討が必要ではないかということで書いています。

また、包括的な支援体制の軸に生活困窮者自立支援制度を位置づけるとすると、今現在、福祉事務所を設置していない町村については、生活困窮者支援の一次窓口を置いていないところもたくさんあります。こういった包括的な支援体制の整備に当たっては、一次的な相談受付機能を町村にもしっかりとお願いしていきたいということで記載をしております。

3点目のポツについて、特に生活困窮者支援におきましては、やはり出口として地域づくりが非常に大事だということは制度施行当初からずっとお願いしております。地域で様々な取組が進んでいるところです。これについても改めて明確化をしていく中で、地域づくりをしっかり広げていくことが必要だと思っております。

また、将来的には全ての市町村において包括的な支援体制の整備を図っていくことを念頭に置きますと、具体的な整備手法を示していく必要があると考えております。具体的には、今申し上げました生活困窮者自立支援制度でありますとか、あるいは地域包括ケアシ

システムベースで包括的な支援体制をつくっている地域もあります。そういった既存の制度をしっかりと活用する中で連携体制を構築していく、こういうアプローチと、もう一つはやはり人口減少で担い手が不足してくる地域が出てきますので、そういった過疎地域等においては柔軟な仕組みで構築をする、ある程度機能の集約をしていくようなアプローチが必要だということで整理をしております。

既存制度の活用のアプローチにつきましては、今申し上げたような各既存の制度にあります相談支援でありますとか地域づくりを行っております。こういった制度をしっかりと活用しながら、幅広く対応していく仕組みをつくっていくということです。

地域づくりに関しては、12ページの一番下ですが、各制度・事業の担い手として、やはり他分野、特にまちづくりの關係に携わっておられる方がたくさんおられますので、そういったところとの人材の確保を共通で図っていくというようなことも必要だと考えております。

生活困窮者支援制度でありますとか、介護保険制度のコーディネーター等もおりますので、そういったところでもしっかりと地域との連携、あるいは多様な主体との連携、これはこれまで進めてきている面もありますので、ここをさらに強化していきたいということです。

いずれのアプローチで進めていく場合であっても、やはり市町村が必要な取組を効果的・効率的に進めることができるように、制度の持続可能性には留意をしつつ、機能でありますとか実施する取組に応じた財政的な支援、これは重層的支援体制整備事業を実施していない自治体も含めて必要があるだろうということです。

13ページの(ii)、先ほど申し上げた過疎地域等での支援体制の整備についてです。過疎地域等におきましては、担い手が不足してくるということも想定をされます。今の重層的支援体制整備事業もありますが、手続的な手間でありますとか、重層的支援体制整備事業を実施した場合でも4制度それぞれ残っているという状況です。それを、よりこういった過疎地域等においては柔軟に活用できるような仕組みが必要ではないかと思っております。これはもうある程度この4分野の事業を集約化するような方向で検討してはどうかということです。

その際に、2つ目のポツですが、これらの担い手となる人材につきましても、ある程度共通的な人材養成を考えていく必要があると。特に小さな町村とか人口減少地域ということを考えますと、幅広く一次的な相談に対応できる人材を養成していく。これは必ずしも専門性の高い相談をそこで全て対応するというのではなく、一次的な相談、こういった相談でもまず受け止めた上で必要な機関等と連携しながら対応していくということをしっかりと位置づけていく必要があるというふうに整理をしております。

その際の養成とか研修を考える際には、今申し上げたような制度の趣旨を踏まえて、生活困窮者自立支援制度の研修等も含めて検討する必要があります。

それから、やはり地域住民との協働が大事ですので、そことの連携の取組の強化、また、

地域住民等を巻き込む啓発研修などの実施も必要だということで整理をしています。

その際に、こういった柔軟な機能集約をしていくような仕組みにつきましては、移行するかどうかにについては市町村の希望で手挙げ方式でやっていくことが適当ではないかということです。移行に当たっては、地域の潜在的なニーズ、今ある地域の資源をしっかりと把握・分析していただいた上で、地域住民の方と丁寧に検討を行った上で実施するか否かを決定していただくということで、必ずしも短期間ではなくて、ある程度十分な期間を取ることも想定をして、対応する必要があるだろうということを書いています。

また、特に小規模市町村におきましては、単独に必要な人材の確保が困難ということも想定をされますので、そういった場合については、都道府県が後方支援事業の一環として人材派遣等できるようにするということも盛り込んでいます。

(iii) 都道府県における包括的な支援体制の整備ということで、これは検討会議で議論がたくさんありましたが、都道府県が相談のプレーヤーという部分もありますので、プレーヤーとしての都道府県がしっかりと市町村と連携していく、これを明確化するというのが1点目です。

2点目につきましては、都道府県の後方支援については、研修とか情報提供はこれまでやっていただいておりますが、より市町村に伴走できるような支援をしっかりと強化していただく。その際には、国においても都道府県に対する支援をやっていく必要があるということで整理をしています。

14ページ、(iv) 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた取組ということで、1つ目は、改めまして重層的支援体制整備事業という事業は、包括的な支援体制の整備を図るための手段ということです。これを改めて再確認して、事業を実施することが包括的な支援体制の整備と必ずしもイコールではないということをしっかりと共通理解として進めていく必要があるだろうと思っております。

その上で、プロセスの話ですが、重層的支援体制整備事業の実施に当たりましては、各地域において十分な対話、地域資源・ニーズの把握・分析等を行った上で、やはり地域住民、関係者としてしっかりと合意した上で進めていくことが大事だということを改めて示していく必要があるということを整理しております。

一方で、必要なプロセスについては一定程度整理をした上で、その中で自治体の実情に応じて選択していただくことを示していく必要があるということです。

また、重層的支援体制整備事業というのはあくまで事業ですので、単に体制を置くというところに対して支援をするのではなく、やはり機能とか実施した取組に応じて、そういったことをしっかりとやっていただいている自治体に手厚く支援するような仕組みに見直すことが必要です。

また、重層的支援体制整備事業については、一度事業を始めたらそこでストップということではなく、常に検証・見直しを行いながら改善につなげていく必要がありますので、こういったことが適切になされるような法令上の規定の整備の検討を進める必要があると

ということです。

続きまして、15ページ目ですが、事業の実施に当たっての目標・評価設定、こういったところもやはり機能面、取組面を評価していくという方向性で考えた上では非常に大事な点であります。他方で、やはりこの目標とか評価設定については、なかなか難しい面もあるという御意見もたくさんいただいています。どういった形でデータの把握でありますとか評価をしていくかということは、今年度調査研究も立てておりますので、そういったところでしっかり検討していくということを記載しております。

15ページの下、（v）多機関協働事業等の役割・機能です。多機関協働事業について、委託についての議論が前回もありました。3月の主管課長会議の内容については訂正をさせていただいておりますが、やはり多機関協働事業という事業の性質・役割を改めてしっかり認識していただく。支援者支援であったり、事業全体の司令塔機能、あるいは複雑化した事案のコーディネート、調整役というような機能ですので、そういったところをしっかりと周知していく必要があるということです。

この際、事業全てを市町村が外部に丸投げするのは適切ではないということで、市町村の状況に応じて、民間の力もしっかり活用しながら、市町村の責任で実施していく必要があるということです。

また、多機関協働事業について、後方支援が中心の役割だと認識しておりますが、個別ケース対応が中心となっているケースもあるというのがアンケート調査等でも明らかになっております。既存制度を最大限活用してもなお対応できない方をしっかりと把握した上で、どういった形で対応していくのが適切か。これについては一定の整理は図らせていただいた上で、個々の対応については市町村において、まさに現場の状況でありますとか関係機関と連携しながら対応を図っていただくということで記載をしております。

包括的な支援体制の整備につきましては、2040年を1つの区切りに、しっかりと幅広い市町村で実施していただくように努めていくということですが、当面、過疎地域等での柔軟な仕掛けにつきましては、人口減少とか小規模な市町村を念頭に置いておりますが、今後、人口減少等が一般市等でも進んでいくことを踏まえすと、将来的にはこういった機能集約のアプローチが徐々に広がっていくことが想定されるのではないかと考えております。最終的には、東京等を除いて、もしかしたらそういった方向に向かっていくのかなということも考えながら対応を進めていく必要があります。

16ページ目は、若者支援です。

対応の方向性については、16ページの一番下になります。包括的な支援体制の中で、こども期から予防的な支援、それから、若者の特性に留意したアウトリーチ、継続的な伴走支援などによって、困難を抱える若者への支援に取り組む必要があるだろうと。また、特に若者の居場所というのもしっかりと留意の上、進めていく必要があるだろうと。その中で、特にこども期からの予防的な支援の充実に向けては、生活困窮者支援制度の学習支援事業、生活支援事業がございますので、これをさらに全国的に進めていく方策の検討が必要だと

ということです。

17ページ以降、「身寄りのない高齢者等への対応」です。

まず、相談窓口の在り方につきましては、18ページ目で対応の方向性を記載しております。身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口につきましては、新しくつくるということではなく、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、あるいは地域包括支援センターなど既存の枠組みにおいてその相談を受け止めるということにして、こういった相談支援機能の強化を図っていくべきだということでまとめております。

19ページ、身寄りのない高齢者等への支援策の在り方です。

対応の方向性につきましては、20ページの下のほうを御覧ください。現在の日常生活自立支援事業を拡充・発展させ、日常的な金銭管理、福祉サービス等利用に関する日常生活支援、また入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供できる新たな事業として、第二種社会福祉事業に位置づけ、多様な主体が参画できるようにしていく必要があるということで整理しております。

21ページに進んでいただきまして、新しい事業につきましては、それが家族代わりというふうに誤解されないよう、事業の守備範囲を整理しながら進める必要があるということと、それから、民間サービスとの関係性、制度の持続性の観点から、体制とか費用、あるいは運営監視面を考慮する必要があるということで記載をしております。

21ページの一番下ですが、生活困窮の方につきましては、生活困窮者支援の中でこの4月から住まい支援の強化等を行っています。いろいろなインフォーマルな取組とも連携をしながら、その制度の中で地域居住支援事業という見守り等を行っている事業がありますので、この事業の拡大などもして対応していく必要があるということで整理をしております。

22ページ、身寄りのない高齢者等を地域で支えるネットワーク機能です。

対応の方向性、一番下ですが、こちらも相談窓口同様、新たにつくるということではなく、既存のプラットフォームがいろいろございます。例えば孤独・孤立のプラットフォームでありますとか生活困窮の会議、あるいは権利擁護支援の地域連携ネットワーク等があります。そういった既存のネットワークを活用し、進めていくことが必要だということで記載をしております。

その際、特にこの後出てきます成年後見の見直し等とも関連してくる部分もありますし、身寄りのない高齢者等の支援を行う上で、やはり法律の専門家等をはじめとする様々な方との連携が必要ということでありますので、そういった参画の対象になり得るような方を整理した上で、国からお示しする必要があるということを書いています。

続きまして、23ページ、「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性」です。

23ページの下にあります「新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方」ということで、総合的な権利擁護支援策の充実に向けて、先ほど申し上げまし

た日常生活自立支援事業に代わる新たな事業と重なる部分がありますので、この事業をしっかりと実施していく体制を構築していく必要があると書いております。

さらに、福祉行政における意思決定支援の範囲としては、現行の日常生活自立支援事業における支援と同様、おおむね同範囲を想定して対応していくということです。

24ページ、意思決定支援の確保、市民参画の充実を図る観点から、事業化の検討も含めまして、地域の実情に応じて、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進していく必要があるということで記載しております。

25ページ以降、中核機関について整理をしております。中核機関につきましては、法令上の規定の整備を検討すべきであるということです。機能については、マル1、マル2に記載していることをやっていくことが必要ということで整理をしております。

また、この業務及び家庭裁判所からの意見照会の対応を実施する機関として、市町村が中核機関を設置できるようにする必要があるということで整理をしております。あわせて、26ページに行っていただきまして、中核機関に係る職員については守秘義務を課すということも記載をしています。

なお、単独で中核機関整備が難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、支援体制整備を図る必要があります。

中核機関の法律上の名称につきましては、権利擁護支援推進センターとすることを提案するということです。

27ページ、「社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方」です。

対応の方向性ですが、検討会議でも議論いただいた内容ですが、社会福祉法人における「地域における広域的な取組」のさらなる拡大、あるいは社会福祉連携推進法人の活用の一層の促進、それから連携・協働の推進ということで、これらの取組を進めるために法令上・運用上の措置を検討すべきということでまとめております。

続きまして、28ページ目、災害時への対応です。災害時への対応につきましては、災害対策基本法の改正が行われております。そこに福祉が位置づけられたということも踏まえまして、29ページ、対応の方向性ですが、包括的な支援体制の整備に当たっては、防災分野との連携も図りながら、平時からの備えが必要ということをしっかり位置づけていく、もう一点は、DWATの平時からの体制づくりの研修の実施、都道府県との関係機関の連携等を図る必要があるということで、この2点につきましても、法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきということで整理をしております。

30ページ以降は「終わりに」です。包括的な支援体制をさらに進めていく必要があるということで、今回いろいろな議題について議論いただいてきております。これらの議題のほかにも、例えば伴走型の支援の重要性でありますとか、共同募金の在り方等の御意見もありました。

冒頭にも申し上げましたとおり、今回のとりまとめの内容については十分に踏まえて、さらに福祉部会等での議論につなげていくということを書いています。

30ページの下ですが、先ほど来申し上げておりますとおり、2040年というのを1つの区切りとして、そこを目指して幅広い地域で包括的な支援体制ができることを目指して取組を進めていく必要があると考えています。特に、31ページ、こういったことをしっかり進めていき、地域共生社会を実現するためには、やはり福祉施策にとどまらず、地域と行政が一丸となり、政策もしっかり活用しながら、地域住民、関係者、地域資源を総動員して、地域共生社会の実現に向けて進んでいくことが必要だろうということを書いております。

もう一点、資料2ですが、4月24日に開催されました福祉部会の主な意見を整理しております。こちらは参考ですので、また御覧いただければと思います。

事務局からは以上です。

○宮本座長 御説明ありがとうございました。

それでは、議論に入ってまいりたいと思います。

皆さんからの御意見、御発言をいただきたいと思いますが、挙手制ということで、挙手された方を私のほうから指名させていただくということです。いつも時間が制約されていて申し訳ないのですが、最大で5分、できれば3分でお話をいただくということで、例のごとくベルを鳴らすということもやらせていただきたいと思います。

それでは、まず会場に対面で御参加の方からお伺いをできればと思いますが、いかがでしょう。

朝比奈構成員。

○朝比奈構成員 ありがとうございます。朝比奈です。

とりまとめをありがとうございました。改めて、やはり多機関協働の仕事というのは分かりづらい、説明が難しい、共通理解を図っていくということがまだ途上にあるのだなということも実感をした次第です。実践をもっと深めていかなければならないというふうにも思っております。

それで、15ページの多機関協働事業等の役割・機能のところなのですが、2点、表現について御検討いただければと思います。1つ目が、2つ目のポツで「多機関協働事業については、後方支援を担い、既存相談支援機関の対応力を向上させていく機能があるが、その役割を超えて個別ケースの対応が中心となっている」というくだりなのですが、これは私の考えでは順序が逆ではないかと。個別ケースの対応が中心となるという段階にとどまってしまっていて、ほかの既存の相談支援機関の対応力を向上させていく機能を発揮するところまで至っていないという順序なのではないかなと思います。

それから、既存の相談支援機関が十分に機能を発揮すれば、包括的な体制は効果を上げられるんだという前提は、ちょっと疑ってかかる必要があります。例えば身寄りの問題もそうですし、それから若者の問題も特筆されているように、既存のシステム自体が十分ではない、社会資源が足りていないということもありますので、多機関協働の役割の1つには、そのアンテナ機能というのがあると思うのです。それが例えばそもそものシステムの不全なのか、それともその地域での社会資源の不足なのか、または包括的相談支援機関の

対応力の問題なのか、それは様々に見立て、分析をする必要がありますが、多機関協働の重要な役割としては、その地域で包括的な体制が機能しているのかどうか。うまくいっていない弱い部分が課題として、多機関協働にケースとして上がってくるという理解だと思いますので、その辺りを言及していただきたい。「一定の整理を図るとともに」とありますけれども、アンテナ機能が位置づけられているという解釈の下に、多機関協働がケースを扱っていく意味を明確にしていいただければと思います。

もう一点なのですが、16ページです。若者支援につきましては、章立てはこちらに移して、全体の中でこの視点をきちんと位置づけるべきだと整理をしていただいて大変感謝をいたします。

現状・課題の2つ目のところに、こども期から若者に至る過程での支援が継続しない、これは18歳をわたるところで切れてしまうという問題なのですが、かなり幅広にわたって福祉の枠組み以外のところでも引っかかってくることだと思いますので、ライフステージが分断されているということを、対応の包括性のこの文章の中でも、そうなりがちだということを表現していただくことが必要になってくるのではないかと思います。

私からは以上です。

○宮本座長　ありがとうございます。

可能であれば修文もしてしまいたいというところもございまして、今、事務局としていかがですか。まず15ページのほうですけれども。

○南室長　1点目ですが、順番というか、趣旨としてそういったことだというのは全く異論ありませんので、順番を入れ替えて、趣旨が明確になるようにしたいと思います。

それから、3点目のこども期から成人期のライフステージが変わるところで支援が分かれがちだということは、対応の方向性の冒頭に追記をさせていただきたいと思います。

アンテナ機能があるということも、どこかには記載をしたいと思います。場所は検討させていただきたいと思います。入れること自体は問題ないと思いますが、どこに入れるかというのは、少し議論が進む中で検討させていただいて、また後ほど提案をさせていただきたいと思います。

○宮本座長　アンテナ機能というのは、多機関協働事業のアンテナ機能という趣旨でおっしゃったわけですね。そうなりますと、まず15ページの（v）の2つ目のポツでは、このうち多機関協働事業について、恐らく朝比奈構成員の御趣旨としては、個別ケースの対応が中心となっていることにとどまっているケースも生じておりという形ですね。例えばそのアンテナ機能を、アンテナ機能という言葉を使ってよろしいのですかね。

○南室長　言葉がうまく伝わるようにということだとは思いますが、確かにアンテナ機能というので伝わるかどうかは少し考えて。

○宮本座長　朝比奈構成員の御趣旨としては、多機関協働事業を進める中で、既存の制度の枠で収まるかどうか判断されざるを得ないという御趣旨でしょうか。

○朝比奈構成員　すみません。ありがとうございます。2つ目のポツのところで言うと、

既存相談支援機関の対応力を向上させていくという機能と後方支援というのは横並び、これで一固まりですね。もう一つの役割として、個別ケースを通じて、その地域の課題を把握する、それで新たな社会資源づくりや制度の機能不全の改善に結びつけていく、それを称してアンテナ機能というふうに解釈しています。

○宮本座長　ありがとうございます。そうすると、個別対応が中心となる、その形にとどまっているケースも生じているが、さらに後方支援を広げ、なおかつ既存制度の活用を超えた地域の課題を明確にする役割を期待しなければいけないということをここに書き込むことでよろしいでしょうか。

それから、16ページの件は、今、南室長からは、対応の方向性の1つ目の○におっしゃったことを書き込む。

○南室長　包括的な支援体制の中で、こども期から若者に至る過程での支援を継続しないという課題、そうなりがちであり、こども期からのというふうにつなげてはどうかと。

○宮本座長　分かりました。

このようにできるだけ対応します、反映しますと言って、後で必ずしも構成員の御趣旨が反映されていない場合もあるかもしれず、その辺りはできるだけ明確にしながら進めていきたいと思っております。

ほかの委員はいかがでしょうか。

勝部構成員、お願いします。

○勝部構成員　前回の会議の中で、重層的支援体制整備事業は非常に分かりにくいということで、手段が目的になってしまっているという御意見であったり、また、スタートアップとかちょっと聞き慣れない言葉が出てきたりとか、それから外部委託禁止などという話も聞こえるような文言があったということについては、今回、修文の中でしっかりと改善していただいて少し安堵しております。現場は限られた人数で、一生懸命自治体もどうしたらよりよくなるかということで頑張っておられると思いますので、ぜひ今回のように国と地方の信頼関係が崩れることがないように、真摯に向き合っていただきたいなと切に思います。

今、物価高騰と就職氷河期問題は生活困窮の現場では本当に大変です。毎日食べるものがないとか、お金がないとかという人たちが多数来られて、以前ですと、年金をもらった次の月の月初めとか、奇数月の頭ぐらいになると非常に皆さん困られるということが続いておりましたが、今はもうもらった直後から厳しくなっているという人たちも出てきております。また、就職氷河期の問題は待ったなしで、8050は9060で、親が亡くなった後、マンションで共益費を払えないとかということで、マンションの管理組合からいろいろな方々が御相談に乗っていただいて、どうしましようみたいなことが毎日のように出てきているという意味では、今回の生活困窮者自立支援法をもう一度原点に戻しながら、そこからしっかりと、困窮のおそれがあるというところをもうちょっと幅広で捉えながら、しっかり見ていこうという発想に変えていただいたという点は、私はとてもよかったなと思っ

ています。

ただ、この点についても、身寄りがいない人たちの入口が困窮なのかとか、ここも入口をこれからは高齢者とそれ以外に分けたときに、生活困窮者自立支援法の窓口が身寄りのない、いわゆる人間関係の貧困も含むのか、社会的孤立も含むのかというところで、法的にどう捉えていくのかということについては、一定また整理をしていただかないと、今、例えばひきこもりの相談でも、おうちに資産があるから断りますというようなことが現場ではよくある話ですので、その辺りをまた今回のところでしっかりと法整備の中で検討いただきたいと思います。

それから、私は今日は新日自についてぜひお話をしたいと思います。身寄りなし問題を2040年に向けて、今回の在り方検討会議で議論できたことは大変意味があったと思っております。本当にこれまで介護の社会化とか、育児の社会化と言いましたけれども、身寄りの社会化までしないといけない時代になってきているということを今回検討できたというのは大きく評価をしますが、財源とか対象、相談体制、戸籍などの調査の権限、こういうものが明確にならない中で、社会福祉協議会が実施するということが書かれていることについては、現場は大変不安と混乱でいっぱいです。

もちろんこのことをやらないことがいいという人は誰もいないと思いますね。やるべきであるというのはみんな思っているとは思いますが、地域包括支援センターと生活困窮の相談窓口と新日自の役割の連携の在り方とか、相談体制の在り方であるとか、それから、これからどれほどの人数が対象になっていくかということになるのですけれども、日自の対象は判断能力の乏しい人ですから、お金がなくても判断はできるという人たちが含まれるということは、対象が相当拡大することになりますので、ここに対しては、このたびの方向性というところから、一気に社協に進むということではなくて、もう一度、当事者の意見等も確認しながら進めてほしいですね。今回やはり不足しているのは当事者の方々の意見だと思うのです。身寄りのない人たちは一体どういうことを望んでおられるのかとか、親亡き後を不安に思っておられる障害者団体の方々とか、それから、現場も日々、精神障害だったり知的障害の親の会だったり認知症の人たちを支えている人たちがどういうふうに思っているのかということを議論する場を、審議会にお任せということだけではなくて、ワーキングのような形にさせていただくのか、また、そこから部会で聞いていただけるような会をぜひともつくっていただくことをお願いしたいなと思っております。

以上です。

○宮本座長 勝部構成員、ありがとうございました。

先ほどと同じように、できれば今の御発言をきちんと反映させていきたいということを考えた場合、恐らく20ページの対応の方向性のところに、1つは、今の勝部構成員の新日自という言葉が使われているわけではないとは思いますが、事実上、新しい日自事業の提案であるという前提で、その御懸念をきちんと踏まえて、この中間とりまとめの中

でそうした事態にならないような歯止めと言ってよいか、そこを書き込むとするとどんな形になるか、少しお考えをお伺いできればということ。

それから、それに関連して、特にこういう分野であるので、当事者の声がしっかり行き届くことが大事だというのはそのとおりでございまして、その辺り、ワーキンググループという言い方もされましたけれども、中間報告書でそういう具体的な議論の進め方をどこまで書き込むかというのは議論が分かれるところかもしれませんけれども、例えば当事者の声を事業に反映させることが大事だ云々というような形で書き込むことができるかどうか、その辺りのお考えをお聞かせいただければと思います。

○勝部構成員 ありがとうございます。

当事者の方々の意見を踏まえるということと、それから、現在、日常生活自立支援事業等で現場で活動している人たちの声も踏まえてということとをぜひ御記入いただきたいと思います。もちろん法制の弁護士さんであったり、司法書士さんであったり、社会福祉士の方々とも連携ということにはなりますけれども、日自にパッケージ的に加えていかれるということが、やはりそう読めますので、しっかり議論をしていただいた上でということを書いておいていただきたいと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

新日自が果てしなく現場のキャパを超えて膨張することが結局現場の力を弱めていくというお話もありましたけれども、その辺りは、現場の声を反映させるという表現でよろしいでしょうか。

○勝部構成員 いや、もうちょっといい文章を座長、考えてください。

それと、やはり対象のところが、生活困窮者自立支援法の窓口で様々な、身寄りのない人がみんな見られるのかというところが、もちろん民間のところを自分で探し当てていける人ばかりだったら、それはそれでいいのかもしれないですけども、どの範囲をというふうに思っているのかというののもちょっと明確でない気がします。

○宮本座長 その辺り、事務局、いかがですか。今、勝部構成員から、生困を軸に原点に戻って考えていく、そこは大変評価できると。同時に、身寄りのない高齢者の支援、成年後見制度の福祉的な機能引受けみたいなことも、これは生困の枠という理解で、筋合いとしてはちょっと違っているような印象があるのですけれども。

○南室長 まず、窓口に関しましては、既存の窓口を活用すると書いておりまして、念頭に置いていますのは、この4月からの住まい相談の機能強化ということで、生活困窮者自立支援法を改正して対応していますが、それも基本的には住まいの相談があればまず受け止めるということをお願いしています。ただ、そこで全部に対応することではなくて、必要に応じて関係の、例えば地域包括支援センターとか、障害の基幹相談支援センターとか、場合によっては居住支援法人につないで終了というケースもありますので、イメージしているのはそこと同様な対応を窓口で行っていくことを書いているというふうに理解いただければと思います。実際の法改正と同じようになるかどうかというのはこれから

の検討になりますが、まずはそこで受け止めていただいて、例えば民間を含めていろいろなところにつなぐとか、紹介していくことも含めて対応していくと。場合によっては、司法関係の対応が必要であればそちらにつないでいくということで、そこで全てを完結させることではないということで考えております。

○宮本座長 火宮室長、今の点で何かありますか。

○火宮室長 自立相談支援機関については、南室長の説明のとおりです。

○宮本座長 それでよろしいですか。ありがとうございます。

はい。

○勝部構成員 ただ、そう言われましても、今、コロナのフォローアップもやっていますし、それから、困窮者はどんどん増えていっているという現場の状況の中で機能を強化していくとまた仕事がプラスオンしていくという話になりますので、十分な体制が取れるようにということは書いておいていただかないと、そこがなしでまたプラスかという話は、やはりみんなとても不安に思われると思いますので、そこはぜひしっかりと書いていただきたいと思います。

○宮本座長 よろしいでしょうか。

○南室長 具体的に、最後の「強化していくべきである」のところに体制のところを、もともとの相談支援機能の強化というところで、体制を含めてというのは念頭に置いていたのですが、それを分かるようにということですね。入れたいと思いますが、ちょっと文案は。

○宮本座長 今室長がおっしゃっている、ここにというのはどこですか。

○南室長 すみません。18ページの対応の方向性の最後のところです。「相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである」というところに、その体制の話も、体制の相談支援機能。

○宮本座長 それは分けたほうがいいかもしれませんね。機能を強化するべきである、その際にという形で、今、構成員がおっしゃったとおり。

○南室長 分かりました。では、後に、その際に対応を行う体制についてしっかりと確保を図るべきであるということ。

○勝部構成員 機能が強化されると仕事が増えるというふうに読めますので、体制が強化されるというのは意味が違うと思いますので、ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

先ほど鎬木構成員も手を挙げておられたようにと思いますが、いかがでしょうか。

○鎬木構成員 ありがとうございます。

重層的支援体制整備事業についての大きな方向性については私も賛成いたします。その上で、新たに書き込んでいただきたいというわけではなくて、今後気をつけていただければという点で、重層的支援体制整備事業の実施自治体の中には、もう既にまちづくり関連の施策と連動した取組であるとか、芸術、環境と結びつき、循環型社会に向けて取組を進

めているような自治体も見られています。4分野を基本としながらも、どの色にも染まらない重層的支援体制整備事業だからこそ、自治体の創意工夫により取組を進めることができたと評価しています。このような本来趣旨にのっとって、既に頑張っただけで、また頑張ろうとしている自治体の取組が今後も担保されること、また、それらが正しく評価され、次につながっていくということを期待したいなと思っております。

また、市町村における包括的な支援体制の整備に当たって、生困制度を中心として各制度を活用するという考え方は、重層的支援体制整備事業や地域共生の考え方のベースが困窮制度の理念とも共通している点を踏まえ、非常に評価したいと思っております。

他方で、課題として3点述べたいと思います。まず1点目が、困窮制度も施行から10年以上が経過している中で、対象者を限定せず幅広く受け止めるとか、あるいは福祉を超えた地域づくりを進めるといったような本来の理念が継承され続けているとはいえないような実態も見られつつあります。また、最前線で尽力されている支援員さんが、直営の場合には会計年度任用職員であったり、委託の場合には適切に予算が確保されていないなどの問題も見えています。支援の質の担保に向けた人材育成や、勝部構成員と共通するところにはなるのですけれども、現場の体制強化というところの視点は引き続きお願いしたいと思います。

2つ目です。困窮者支援の中で、地域づくりという理念はあるものの、まちづくりサイドからの興味関心から始まる地域づくりという点に関しては、もちろん実践はあるのですが、なかなかそれは共感が得られにくいという課題が残っていると思います。その要因の1つとして、困窮法の定義規定です。あと、困窮者自立支援法という名称そのものの課題もあるのではないかと考えています。現行の「現に経済的に困窮し」という定義を見直していく必要があると考えます。また、法律名も、本来目指していた生活支援を基板とする名称に変更されることを期待したいです。

3つ目なのですが、困窮者制度は地域づくりが制度の理念に位置づけられているのですが、困窮法上では責務規定が国と地方公共団体という2つに限られています。これでは、社会福祉法における、地域福祉の推進の主体よりも範囲が狭いですし、地域づくりは国と地方公共団体だけで進められるものではありません。この点についてもぜひ今後検討していただければと考えます。

以上となります。

○宮本座長　ありがとうございます。

1つは、既に重層的支援体制整備事業の枠を超えて頑張っている自治体をきちんと評価して、重層的支援体制整備事業に引き戻すような形にはしていかないということで、それが恐らく機能集約アプローチのような形でここに打ち出されているのかなと思います。もし重層的支援体制整備事業を使えるとしても、あくまでこれまでやってこられたことの道具としてプラスアルファの部分があるならばということになるのではないかなと思います。

それから、今、鏑木構成員がおっしゃった生活困窮者自立支援制度を軸にしていく上で

の3点、いずれも非常に大事な点と思いつつ、これをこの中間とりまとめにどういうふう
に反映させていくか。例えば、名称変更は私も実は共感するところがあるのですけれども、
そこをどういうふうにとどめればいいのかというのは何かお考えはありますか。

○鎗木構成員 もし可能であれば、やはり検討の方向性の中で、その必要性は明文化して
いただければと思うところではあります。

○宮本座長 場所としてはどの辺でしょうか。生活困窮者自立支援制度を中心にするくだ
りですね。

南室長。

○南室長 12ページの2つ目のポツの真ん中辺りなのですが、同制度の生活困窮者には
云々含め、支援が必要な者が幅広く含まれ得ることについて、法令上の規定の整備の検討
を進めていく必要があるというところについては、まさに今おっしゃった点を含めて、今
の定義を見直すことも含まれ得るということではあります。ただ、これはやはりこれから
いろいろな関係のところと調整が必要なこともありますので、現時点では、この法令上の
規定の整備の検討を進めていく必要があるということで、検討会議で御意見をいただく
という形で整理をさせていただいております。

○宮本座長 分かりました。では、この辺りに今の鎗木構成員の御発言の趣旨を踏まえつ
つ、生活困窮者自立支援制度の原点に返って軸と位置づけるのみならず、生困そのものの
再定義というか機能強化という辺りも、2番目のポツの段落の最後辺りに書き込んでいく
ということによろしいですか。鎗木構成員としては、そのような扱いでもよろしいでしょ
うか。

○鎗木構成員 はい。ありがとうございます。

○宮本座長 その辺り、確かに書き込みたいところはありますけれども、責任を持って充
実しなければいけないという範囲もあると思いますので、そこは鎗木構成員、お任せいた
だくということによろしいでしょうか。

○鎗木構成員 座長にお任せいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、中野構成員。これが全構成員分続くとなるとなかなか。

○中野構成員 手短にできるよう頑張ります。中間とりまとめをありがとうございます。
私からは主に2点意見を申し上げたいと思います。

1つは、身寄りのない高齢者等への支援の在り方についてというところなのですが、身
寄りがないというよりは、正確には身寄りに頼れないというような言い方をできるだけ表
現の中に加えていただいたほうがいいのかと思っております。高齢者についてはそのよ
うな方が一般になりつつあることを前提に、今後対応を進めていく必要があるという議論
が今までなされておりますし、その点を踏まえた社会福祉法制の改正が行われることを期
待しているところでございます。

その中で留意していただきたい点ということで、1つは、今まで勝部構成員からも意見

が出ていますけれども、20ページの日常生活自立支援事業の拡充についてです。多様な主体が参画するためには、前提として事業を続けることができる見通しが必要だと思いますし、ここは継続した財政や体制面の手だてを行っていただくということが分かるような形でお願いできたらと思います。

また、身元保証という言葉、こちらも書いていただいているのですけれども、今でもその役割が十分に整理されないまま、現場では多く利用されているという現状がございます。中間案でも記載していただいているように、この名称は包括的な役割を担える身近な家族というものをどうしても思い出させてしまうということで、家族を頼れない方の不安をおおることにもなりますし、さらにその不安につけ込んで、質のよくない事業者が参入してしまうということが現状になっているかと思います。ですから、費用が負担できれば民間事業者であるとか、身元保証人になってくれるところがあればそこに頼めばよいということではなくて、支払う費用に見合う質の担保や、ここは記載していただいているところなのですけれども、具体的なサービス内容の確認、継続性の責任についてのチェック機能は必須であると思います。

ここも具体的に20ページのところなのですけれども、民間事業者によるサービスを受けれない場合があることを踏まえて、日自というふうになっています。これは決してそういう意味で書いていただいているわけではないと思うのですけれども、では、逆にお金のある方はそちらを使えば良いという、そのような誤解を与えることにもなってしまうと思いますので、少しここは言葉の工夫が必要かなと思ったところでございます。

次に、身元保証という言葉なのですけれども、これはやはり言葉がどうしても独り歩きしてしまいますので、これに代わり求められる役割を明確に示す名称を使用することが現場で根づくことが必要だと思います。これは現場の運用の問題かと思いますが、例えば身元保証ではなくて緊急連絡先とか、医療の決定プロセスに関する意思決定支援者とか、利用料支払責任者とか、福祉サービスとか入院などの高齢者等の契約に関する関係者の名称に関するモデル記載例なんかがあればいいのかなと個人的には思うところです。

これは必ずしも全て別の人がということではなくて、例えば後見人であれば、これらの役割を担っているということもありますし、また、別の人や組織が担うとしても、名称が定着することで、本人を支援するチームがそれぞれの役割を確認して、多様な担い手が連携して、身寄りに頼れない方を支えるというイメージを共有しやすいのではないかなと思うところですし、そのような共通認識が広がることで、頼れる身寄りがなくても安心して生活できる地域づくりにつながっていくように感じるかと思いますので、今後の取組として考えていく必要があるのかなと思っております。

もう一点が、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携というところなのですが、中核機関というのは、案にお示しいただいているように、法令上の規定の整備や広域設置の選択を可能とすることも含めた小規模自治体の支援体制が必要であること、ここは加えていただき、ありがとうございます。その中核機関の名称ですが、リーガルサポー

トの中でも、何かいい名称がないかなというふうにいる意見聞いたのですけれども、実際に名づけると、なかなかこれだという名称が思い当たらないものですし、お示しいだいている権利擁護支援推進センターというのも、名称としては悪くないと思います。他、例えば権利擁護支援ネットワークセンターとか、中核機関の機能面を強調できるということではそういった案もあるのかなと思いました。

いずれにしても、看板を上げて箱を造るということではなくて、中核機関は機能であるということが伝わるような周知の工夫が必要ではないかと思いますので、そのようにお願いできればと思っております。

現在、法制審の成年後見部会において、成年後見の見直しに向けた議論が進められておりますが、司法と福祉の連携が必要であることは、当会議でも検討課題として上がっているところですし、その中で家庭裁判所の役割、家庭裁判所との情報共有・連携や地域支援、権利擁護支援のコーディネート業務の役割を担う中核となる機関の必要性は申し上げるまでもないところで、必要とされる人に、必要なときに、その人の状況や希望によった権利擁護支援が途切れなく行われる体制整備が進むことを期待しますし、司法の連携という言葉も中間案に幾つか出ておりますので、我々もその役割の一端を担うような形で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○宮本座長　ありがとうございました。

これも幾つか確認なのですけれども、3点ということではよろしいでしょうか。身元保証という問題が少し広がってお話があったと思うのですけれども、まずその前に、20ページの対応の方向性の○のところでは、中野構成員の御趣旨は非常によく分かります。経済的な理由等により民間事業者によるサービスを受けられない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業拡充ということなので、ここで所得による線引きみたいものがニュアンスとして出てしまっているわけですね。ここについて、もし表現ぶりを変えたとすると、中野構成員としてはどんなことをお考えでしょうか。

○中野構成員　経済的な理由ということがあまり表に出ないほうが良いと思いますし、負担が可能であれば民間事業社で、費用が払えない人のために日常生活自立支援事業を拡充するという線引きではなくて、そこに頼ることができないとか、利用することが難しいとか、もう少し軟らかい表現があればいいのかなと。ちょっと的確な言葉が浮かばなくて申し訳ないです。

○宮本座長　分かりました。場合によっては、「経済的な理由等により」というのを取ってもいいのかもしれないですね。

○中野構成員　そうですね。

○宮本座長　それから、身元保証という言葉を使うと、身元保証を求める社会の在り方そのものを見直さなければいけないのに、それをいわば前提にすることになってしまうという御趣旨だと思います。そこは非常によく分かるのですね。そこをそれぞれのコンテキス

トに応じて言い直すというか、緊急連絡先等とか、具体的にはどの文章のどの身元保証を
どういう風にいうところ、もしおありであれば。

○中野構成員 どこかに入れるというのは、具体的には指摘しにくいのですが、この中間
とりまとめ案では身元保証という言葉はあまり使われていませんが、現場で日常的に使わ
れていることが問題であるということが伝わるようにできればと思います。

例えば、実際によく高齢者が使うようなサービスには、モデル書式みたいなものを作る
とか、何かちょっとそういったことは必要かなと思っております。現場における表現上の
工夫が必要だというような言葉を少しどこかに入れていただけるとありがたいかなと思っ
ております。

○宮本座長 分かりました。どこか特定の文章の表現を問題にされているというよりは。

○中野構成員 そうですね。全体的な文脈の問題ということで、どこということではない
のですけれども、そのように思っております。

○宮本座長 19ページの最後の行などですね。分かりました。

あと、中核機関の名称等についてですけれども、権利擁護支援中核センターというのは
いかがでしょうか。

○中野構成員 一案でございますので、御検討いただけたらということで、これをどうし
ても取り入れてほしいということではございませんし、趣旨としては「ハコ」ではないと
いうことが分かるような形でとりまとめいただきたいという趣旨です。

○宮本座長 「ハコ」ではないということをきちんと表現できている名称が望ましいとい
うことですね。

○中野構成員 そうです。

○宮本座長 分かりました。

何かありますか。大丈夫でしょう。

田中構成員も手を挙げていらっしゃったと思います。

○田中構成員 田中です。中間とりまとめをありがとうございました。私からは本当に少
し短い時間で報告させていただきたいなと思います。

今回、包括的な支援体制のことであるとか、身寄りなし問題であるとか、新日自や中核
機関のこととか、いろいろ皆さんと話をさせていただいてきて、大変ありがたい時間
でした。少し気をつけておきたいこととして、ここに書いてあることは福祉の色合いが濃
いという印象をどうしても持たれがちです。基礎自治体で働いていると、どうしても「そ
れは福祉の問題だよね」、「地域福祉だよね」という形で、まちづくり分野とか、そうい
った地方創生を担うような分野はちょっと違う感覚を持ちやすいのかと感じています。

私たちのまちには、地域共生社会推進会議のような部課長級や理事者も集まる会議体
がありますので、そこで何度も研修を繰り返したり、ディスカッションを繰り返す中で福祉
分野だけで対応する問題ではないという機運が高まってきていますが、大半の自治体では
そういった場自体がなかったりもします。ですので、そういう庁内連携の場であったり、

庁内外の連携の場で、しっかり関係者が対話できる場をつくるということがすごく重要なんだと思います。

そういった意味から、最後の「終わりに」の31ページの「これを実現していくためには」という3行目のところです。「次なるステージに進んでいかなければならない」とどめおくのではなくて、そのためにはということで、庁内連携の促進であったり、庁内外の人との対話の促進であったり、あるいはこういった有識者の先生方をお招きして研修を基礎自治体でも展開していくような形で、理解してくださる方、協働してくださる人を増やしていくということもとても重要だと思っていますので、そういったことを最後、ここに付け加えていただけたらと思います。

○宮本座長 本当におっしゃることはよく分かります。福祉の保守本流みたいなのが衣替えしようとしているわけでありまして、そこをどういうふうにもードの転換を伝えていけばいいのかということだと思っていますので、分かりました。31ページ、最後のところにその辺りの課題をきちんと反映させていくということだと思っています。ありがとうございます。

上山構成員、お願いします。

○上山構成員 中間とりまとめをどうもありがとうございました。とりまとめの内容について特段の異存はないということをまず申し上げた上で、2つ意見を申し上げたいと思います。

1つは、語句の定義というか概念についての単純な確認なのですが、7ページなどにある司法という文言について、このとりまとめの文書の中でこういったことを直接イメージされているのかということを明確にさせていただきたいと思います。一般的には司法機関、つまり裁判所のことを指すのかなと思うのですが、他方において、福祉と他分野との連携の文脈の箇所では、地域の法律専門職や法律系の専門職団体なども含み込まれている、やや広めの趣旨で使われているような印象がございました。これは重要な語句だと思っていますので、それぞれの箇所でどのような意味合いでこの司法という用語を用いているのかを明確にしていいただければと思います。

もう一点、私は法制審議会にも参画している関係で若干発言いたしますが、現在、御案内のように法制審議会の方の議論がまだ途中である関係で、タイミング上ちょっと積み残しといえるような検討課題があるということを申し上げておきたいと思います。具体的には、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の7ページにこういう趣旨の記述があります。市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべきといった指摘が専門家会議でされたことを踏まえて、国はこうした権限についても見直しを行うという旨の指摘です。これは具体的に、一例として申し上げますと、老人福祉法第32条などの市町村長申立ての対象範囲を拡張するというような話に多分つながってくるのだらうと思います。もっとも、今のところ法制審での民法の見直しがどういうふうに着ちるか分かりませんから、この段階で中間とりまとめに今の点を明確に書くことは難しいと思

うのですが、法制審の審議を見ながら、この点について、なお今後検討を続ける必要があるというような趣旨のことを、もし可能であれば「終わりに」の3ポツ目辺りに入れておいていただけるとありがたいかなと感じました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

今、終わりの3ポツ目というのは何ページ辺りのことを。

○上山構成員 30ページの「終わりに」に、「上記事項のほかにも、例えば」というのがあったので、その辺りなら入れてもらっても大丈夫かなと思ったということで、こだわりはございません。

○宮本座長 分かりました。その中身ですけれども、法制審で議論途上の第二期基本計画の中でも言及されている地方公共団体の関与の強化ということだと思うのですが、その3ポツ目みたいな形で、これも踏まえるべきであるという議論があったという形でよろしいでしょうか。

○上山構成員 それで結構です。

○宮本座長 それから、最初におっしゃった司法という言葉ですけれども、7ページのポツが上から並んでいるところの、対応の方向性の直前の丸ボツの司法でよろしいでしょうか。居住支援や教育、司法などの。

○上山構成員 そうですね。直接例に挙げたのはそこなのですが、ほかにもこの文書全体として言うと、まさに中心テーマの1つだった福祉と司法の連携とかのところにも、当然司法という表現が出てきていますので、その辺りが同一の文書の中ですので、この司法という文言の射程というか、外縁がすべての箇所でイコールなのかどうかというのを一応確認しておいたほうがよろしいのかなという趣旨でございます。

○宮本座長 分かりました。そこは事務局のほうにお願いしつつ、点検させていただきたいと思います。ありがとうございます。

加藤構成員、お願いします。

○加藤構成員 とりまとめをありがとうございました。私からは2点、重なる部分も多いかなと思うのですが、20ページの新日自のところですか。中野構成員や勝部構成員と重なってくるかなと思うのですが、現場にいて、市町によっての違いや、県によっての仕組みの違いみたいなところがすごく大きくあるなと思っていて、そういう意味でいうと、財政的な体制整備や、継続性の担保とかチェックの仕組みみたいなことはすごく必要だなと思っていますので、あわせて意見を言わせていただきたいなと思うのと、最後のところに、多様な主体が参画できるようにといったところは、本当に市町村の状況によっても、新日自どころか現状の日自の難しさを感じているような市町村もありますので、市町村だけに頼らないというか、圏域みたいな、ある意味でいうと少し違った形でも支援ができないと難しいのではないかなというふうに現状を踏まえて思うところです。

もう一点が、13ページの過疎地域等の包括的な支援体制の整備に向けた柔軟な仕組みと

いうところなのですけれども、私は現場の中で、すごく小さい市町にもアドバイザー事業とかで入ることがあるのですけれども、今もうあっぱあっぱしている現状の中で、この一体的に実施しやすくなる柔軟な仕組みというのはすごく期待する一方で、一次的な相談を対応できる人材みたいなところの育成はきっと進むんだろうなと思うのですけれども、そうすると、4分野の専門的な対応みたいなところが、今でも難しい現状があるのに、より難しくなるのではないかなというところはすごく感じています。

その対応としてきつと、6ポツ目の都道府県の役割みたいなところがきつと取り沙汰されているんだろうと思うのですけれども、一方で私がすごく現場で感じるのは、県は遠いのですね。市町の現状とか、社会資源だとか、そこに住んでいる人の思いとか、そういったところには少し遠過ぎるところがあって、できれば県という単位だけではない、市町の現状や特性、社会資源が分かる圏域単位での専門性の充実みたいなところも図っていかないと、市町村格差がすごく広がっていくといったところは避けたいと思いますので、どういうふうに入れたらいいかは全然分からないのですけれども、そこをすごく大事なというふうに思っています。

○宮本座長　ありがとうございます。どういうふうに入れたらいいか分からないというふうにガードを張られてしまったので。ただ、おっしゃることは非常によく分かります。

機能集約化アプローチというのは非常に重要なのですけれども、既存制度活用に比べると、やはりちょっと漠然としている。何かここであえて形を決めるのではないんだと、そこに市町村が自主的にたどり着いていただくような形なんだということだと思うのですけれども、その分、おっしゃるような趣旨。

さっきおっしゃった4分野の連携というのは、これはどちらかというと既存制度活用型ですよ。

○加藤構成員　既存制度の活用型なのですけれども、過疎地域ではそれすらもやはり難しい現状があって、そこをもうちょっとバックアップするような圏域単位での、そういう意味では重層的支援体制整備事業を活用したみたいなことも含めた仕組みが必要なのだろかなというのを現場サイドとしてすごく思っているところです。

○宮本座長　なるほど。ありがとうございます。

南室長、いかがですか。機能集約型アプローチの例を示せなどと言われた場合、どんな事例を。

○南室長　基本的に、制度的にはこれからですので、今年度、地域と協働してどう取り組むかについて調査研究をやることにしていますので、それらを踏まえて具体的に8年度以降、どこかの自治体さんと協働でやっていくことを通じて、具体的な形はつくっていくことになるかなと思いますが、1つは圏域、少し広域での人材確保みたいな話については、都道府県が代わりに雇って派遣するみたいなこともありますし、圏域単位での専門職の確保策を都道府県で考えるみたいなことも、後方支援とか都道府県の役割として今回明確化をするというのは記載していますので、その中で具体的な方法というか、やり方として、

例えば（ii）の一番下のまさに人材派遣等という、ここにはいろいろ含み得るということで書いていたのですが、そこに少し例示として挙げることはできるかなと思います。

○宮本座長 恐らく、例えば永田構成員の御研究もありますけれども、よく出る名張市の取組などは、これまであえて重層的支援体制整備事業の事例としてどうなんだみたいな位置づけ方だったけれども、よく考えてみると、あれはもうその枠を超えていて、まちの保健室に機能が集約して、既存制度とも連携しているということで、やはり機能集約型の1つの先駆的な事例ですよ。

○南室長 そういう意味では、名張市さんみたいな取組はまさにそういう形になると思います。そういうちょっと小規模のところで少し何かモデル的なものをつくっていくと。

○宮本座長 そうですね。名張市は7万くらいですから、そこそこ大きな自治体で、もっと小さいところで考えた場合、4機能の専門性というよりも、もちろん専門性を大事にしつつ、むしろああいう形が。

○南室長 まさに地域と一緒に、住民と一緒にやっていくみたいなモデルは、引き続き検討して。

○宮本座長 加藤構成員、ありがとうございました。非常に大事なところだったと思います。

奥田構成員、お願いします。

○奥田構成員 とりまとめをありがとうございました。いろいろな意見が出た中で本当によくまとめてくださったと思います。

私が一番思ったのは、既存制度強化アプローチと今の集約アプローチ、この2つが明示されたのが、実は今回の中間とりまとめの目玉なのではないのかと、これが一番大きな方向を示したのではないかと。その中で、既存強化のほうは何となく分かるのですが、その1つの象徴として生活困窮が非常に注目されたという、やっと戻ってきたかみたいな、旅に出ていたよねみたいな感じがしたのですけれども、ただ、集約型に関しては、さっき南室長が御説明の中で、いずれ2040年、50年という中で、こちらのほうに日本全体は向かっていくのではないかというのは口頭で説明されたのですが、タイトルが過疎地になっていて、私は、今回の2040年をいわば見越した中間とりまとめだということであるならば、過疎地のみならず、将来的な日本の制度の在り方として集約型に向かうであろうと、各自治体はそれを考えるべきであろうということは、やはりここに一言足さないと、多分自意識としては、うちはまだ関係ないよねという自治体さんが多いと思うのです。もともと地域共生社会の議論にしても、縦割りというところをどう重層化していくかみたいな包括体制の整備ということがメインですから、そうすると既存制度強化型に自然に向くと思うのです。どちらかというとな然な力学はそっちへ向くだろうと。

でも、2040年とか2050年を前にして、今この議論をしているとするならば、意識的に集約型はどうやったらできるのかと。これは自治体の選択だけでは無理だと思うのです。私はやはり国の制度の在り方とか、あるいは社会保険の在り方とか、いわゆるお金をどうす

るのかという問題も含めて、お金も全部、年金とか失業保険とか労働関係とかみんなそれぞれ縦になっているわけだから、その辺りも見越して2040年とか2050年というところで、過疎地の問題ではなくて、この国全体の問題として、集約型に関してはもうちょっと言及があつていいのではないかと。ここに注目しておかないと、いわゆる議論になっている消滅自治体であるとか何とかというところに関しては、最適解かどうかは別としても、1つの選択で、しかもそれが大きく広がっていくということなのだろうと思いましたので、それが一つです。

もう一つは、一番最初の5ページの第4条と第6条の関係をちゃんと書こうというのはよく分かるのですが、第4条の意味がもうちょっと深まるような。すみません、どう書いたらいいか分かりませんが、なぜ住民の責務ということが今この時点で、私はもうこの会議でも何回も申し上げたのですが、制度の整備とか拡充は必要だけれども、一方でもっと互助的なものとか、もっと住民主体のものが育っていかないと、全部行政や国がやるのはそもそも無理だし、正直言って楽しくない。ですから、第4条としてここで地域共生社会の実現に当たって我々地域住民が云々かんぬんと、支え合う地域を形成していくのが重要だと。これはそうなのです。そのとおりのことできれいに書かれているのですけれども、何でそうなのかとか、これが言っている意味は何なのかをもうちょっと書けないものなのかなというのが2点目です。

もう一つとしては、これはこの答申とは関係ないかもしれませんが、生困は本来こうだったよねと書いていただいて、すごくほっとしたのですが、さっき齋木構成員もおっしゃったように、生困10年たって、本来こうだったよねと言われたときに、現場の人たちは、そうだったのと多分言うと思うのですよ。地域づくりも本来そうですよねと言って、え、そうだったの。だから、名称問題とか、私が前から言っています第3条問題です。まさに今日齋木構成員もおっしゃってくださった。ここには一応、法も検討すると書かれているのですが、やはり体制の問題もあるけれども、アイデンティティーの問題が大きいと思うのです。生活困窮者自立支援制度とは何だったのかというのをもう一度、ついこの間部会が終わったばかりでこんなことを言うのは申し訳ないのだけれども、ここにこれだけ注目していただけるのだったら、生困の在り方とかこれからの回し方について早急に議論しないと、ここにこれだけ書いてもらっても、多分現場はついていけないと思います。

第3条のことも含めて、身寄りのない高齢者ということを書いてくださったので、いわば「現に経済的に困窮し」から広げるぞという方向は示していただいたので、だったらやはり早急に生活困窮自体も見直す必要があるということは、もうちょっと強めに書かないといけないかなと。

すみません、もう時間がないのですが、全然これは私の趣味の問題で申し訳ないのですが、一番最後の「終わりに」のところで、総動員という言葉が正直嫌だなと。総動員、戦時中というのものもあるし、国が動員をかけるみたいな言い方はしないほうがいい。みんなが参加するんだというのが地域共生社会なのだから、総動員という言葉は、単なる言

葉の印象の問題なのですが、私は何かちょっと嫌だなと思いました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

まず最初の機能集約化アプローチ、確かに過疎地等という表現がついて回っていて、そのためだけなのかというと、恐らく決してそうではなくて、私自身は福祉部会の中では、こうした人口減少地域、過疎地と言われるところは課題先進地域なのだという言い方をしていたのです。そういう意味で、むしろここにこれからの日本の課題がまさに集約的に表れているということだと思うのです。だから、その辺り、例えば人口規模でこの2つのアプローチが区別されるのではないんだということは何かの形で示していく必要があるのかなと思います。

2番目もそうですね。先ほど奥田構成員からお示しいただいたところですけども、5ページの対応の方向性の最初の丸ボツ辺りですね。ここも私のほうからもお願いしたところでもあったのですけれども、これまで第4条はどうしてもそれぞれの住民の地域参加みたいなことが前面に出ていて、もっとフラットな横のつながりみたいなものがどうしても見えてこないところがあったので、こういうふうに書き込んでいただいたのですけれども、もう少しここをきちんと表現する必要があるのかなという御趣旨だと思います。支え合いを支えるという言い方をしているのですけれども。

○奥田構成員 まさに、やはり私はこれの背景、今一番必然が出たのは単身化なのだと思うのです。身寄りが無いという。だから、従来考えてきた住民自治とか住民の主体というときには家族ありきの話があった。それが崩れた上で、第4条の新しい意味ですね。今日における第4条の意味は何なのかというのは、やはり家族なき単身化に向かっている時代の中のニーズは非常に大きいと。その辺りが伝わるように言わないと、単純にみんなで参加しましょうみたいな話ではない。必然があるということですね。

○宮本座長 分かりました。

それから、3番目の生活困窮者自立支援制度を軸に、同時にその中身。これは鎗木構成員のお話ともかなり重なってくるので、書き込む場所も大体同じようなところという理解でよろしいですか。はい。

それから、総動員はそうですね。何か別の言い方にしたほうがいいのかもしいですね。ありがとうございました。

1時間40分くらいたっておりまして、オンラインの方々からも挙手いただいているところなのですけれども、一旦休憩を挟ませていただいて。

失礼しました。松田構成員が途中退室されるということで、この段階でお話しただけですしょうか。

○松田構成員 とりまとめをどうもありがとうございました。

全てのところに通じることかもしれないのですが、地域づくりというところについて、いろいろなところに散りばめて、課題であったり、出口方策であったりというふうにか

てあると思っているのですが、そこがどうしても福祉の側から考えがちだなと思っています。予防的なところで言うと、そこをそもそも考えたり取り組むところの裾野を広げることについて、仕組みやメニューやサポートがないかなと思っています。福祉側の関係者が考えて、やってくれる人を巻き込むとか探すとか確保するという発想になっていないかなというのが気になっているところで、いろいろな入口があり得ると思うのですが、考えたり取り組むということへのサポートをどこか仕掛けられないかなと思って、それが重層的支援体制整備事業だったような気がするのですが。

あと、例えばそれが、16ページの若者のところとこども期の分断というところを書いていただいてありがたいと思ったのですが、どうしてもこども期からの予防となると、その対象だけを取り出しての支援になりがちだなと思っていて、それは福祉側の発想だなと思っているので、どうしてもそうなると辺境化されてしまうので、その世代の支え合いへの働きかけみたいな部分を予防のところでもう少し書いていただけるとありがたいです。地域子育て支援拠点事業とか利用者支援事業という重層的支援体制整備事業のメニューの中でもそこに取り組んでいるのですが、そういったところがあるとありがたいです。

あと、養成とか研修のくだりがあったと思うのですが、そこも既存の関係者がより深く学んでいくことも大事なのですが、ぜひ一部の人にとどまらないように、そのほかの人は啓発で終わらないようにというところの工夫をお願いしたいと思いました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

ちょっと確認なのですが、最初の地域づくりの観点、つまり点としての個別支援ではなくて、面としての支え合いを支えるということだと思いますが、場所としては、16ページとおっしゃいましたが、具体的にどの辺りを念頭に置いて今の御発言があったか教えていただけると修文もしやすいと思います。

○松田構成員 地域づくりに関しては、本当に様々なところに散りばめられていたので、どこというふうになんとも言いがちだったのですが、ほかの委員の方もおっしゃっているように、それがちょっと福祉にとらわれ過ぎているなと思っていたので、考えたり取り組む人たちがもっと新たなプレーヤーであったりとか、そういう人たちを巻き込んでいくような仕組みとかサポートというのはどこに入るのかなと。考えたことをやってくれる人を盛り上げるということだけではないような気がする。十分にやっつけらっしゃるところもあるけれども、自治体によってはそうになってしまうところ、要は福祉側が考えてやってくださいになっている。そうすると何か地域に押し付けられている感じがあるというのをすごく聞くことがあるのですが、そもそも考えて取り組むという枠組みですね。

○宮本座長 分かりました。

それから、2番目の研修のくだりとおっしゃったのはどの辺だったのでしょうか。

○松田構成員 様々な人への人材養成とか啓発というところがあったと思うのですが、何ページですかね。どなたか助けていただけますか。

○宮本座長 機能集約アプローチの中でしょうかね。

○松田構成員 そうですね。

○宮本座長 13ページの辺りですか。

○松田構成員 はい。ありがとうございます。

○南室長 事務局です。

13ページの(ii)の3つ目のボツのところで、単に啓発とか研修にとどまらず、要するにしっかり担い手というか、参加してもらうことが必要だということですね。

○松田構成員 考えたことをやらされたではなくて、考えられる地域の人たちが、そういう研修があったらいいなというふうにいつも思います。

○宮本座長 まさにここはそうですよね。これまでの専門性にとらわれていたら、ここは突破できないという趣旨だと思いますので。

○松田構成員 ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

あと、原田構成員も15時15分までということで、ここで御発言いただけますでしょうか。

○原田構成員 ありがとうございます。

今日、意見提出をさせていただいていますので、その資料を見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

○宮本座長 せっかくですので、ぜひこの資料で御発言いただければと思います。

○原田構成員 ありがとうございます。

本当に事務局の皆様には、これだけ多岐にわたる議論をまとめていただいてありがとうございます。その上で、最後に3点と思って資料を用意しました。先ほど第4条の話もありましたけれども、この間、検討会議でも何度か発言させていただいたように、地域共生社会の権利性というのが、やはりしっかり第4条の中に加わる必要があるのではないかと考えているというのを改めて示してあります。

具体的には4ページ目、5ページ目のところになります。地域共生社会というのが地域住民だけに押し付けられるものではないというのは当初から議論があったとおりで、むしろ参加を保障するとあるのですけれども、参加の機会に対して排除されないといったようなことを、例えば人権三法であるとか、生活保護の基本原則であるとか、あるいは障害者基本法、あるいは認知症基本法のそれぞれ第3条の中で定義しているような、理念の趣旨を生かした形で第4条をしっかり作り込む必要があるのではないかというのを改めて強調しておきたいと思います。

その上で、10ページにある法第89条の基本指針はとても大事なことだということで発言を以前させていただいたところですが、包括的な支援体制をどうつくるかだけではなくて、地域共生社会をどのように我々はつくっていくのか。これは住民だけではなくて、あらゆる機関が協働してということになるわけですが、この基本指針は、そういう意味では広く捉えて見直していく。30年以上前にできたものですから、しっかりと見直し

ていく必要があるのではないかというのが大きな1点です。

2つ目のところは、包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業で8ページからのところになります。そもそも包括的な支援体制の部分は、先ほど加藤構成員も話をしていたように、全てがジェネリックで行うということではなくて、広域でスペシフィックな支援にはしっかり対応していくという、対人援助を構造化するというのが、そもそも包括的な支援体制の中で、とりわけガイドラインではしっかり示されています。その包括的な支援体制を今回の中間とりまとめに沿った形でより具体的にしていくという意味では、このガイドラインそのものの見直しも必要になってくるだろうということ。

同時に、重層的支援体制整備事業の大きな課題の1つは、包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業の関連が不明確で、その事業の立てつけが複雑だということが非常に難しさを招いてしまっている一因だと思うのです。その意味では、包括的な支援体制と重層的支援体制、それからもう一つ、介護保険の生活支援体制、いろいろな体制があって混乱している現状の中で、少なくとも包括的な支援体制というものをつくる上で、この重層と生活支援をしっかりと整理し直す。そのときに地域包括ケアシステムのくだりが少し弱くなってしまった感じがします。生活困窮の支援というのが軸になりながらも、高齢者の分野で積み上げてきた地域包括ケアシステムというものを児童や障害にも普遍化していくという、縦軸と横軸みたいなことを考えたときに、包括ケアシステムというのを普遍化して、包括的な支援体制の中でどう位置づけていくか。そのようなことを含めた整理が必要ではないかと思います。

重層的支援体制整備事業に関して言えば、総合相談、参加支援、地域づくりというものを一体化するというコミュニティーソーシャルワークの機能を展開できるような体制整備事業にしていく、そういう意味では、もう一度整理をしていく必要があるのではないかと考えています。

最後、身寄りのない高齢者等については、ここは先ほど皆さんからお話があったとおりで、17ページの下のところ、身寄りの定義を広く捉えられているというのは非常に大事なことだと思います。ただ、これは単身世帯で身寄りがないというだけではなくて、老老介護を含めて、もっとここを広く捉えたとしたときに、先ほど勝部構成員等々から話があったように、非常にボリューム感が大きくなるので、既存の日自の拡張というだけでは難しいだろうと。ただ、この点は先ほどお話があったとおりですので、皆さんの意見に賛同です。

以上です。

○宮本座長　ありがとうございました。資料を出していただいた関係で最初にお話しただくべきだったのですが、私のほうが不手際で大変申し訳ございませんでした。

資料にお書きいただいたことを敷衍していただいて、大事な御指摘をいただいていて、第4条のところの権利性という問題は、権利性をめぐる議論という形でどこか書き込んでいただいていたように思います。4ページのところで、ここを今の御発言に沿ってもう

ちょっと補強するとか、あるいは先ほど奥田構成員のほうから、第4条での支え合いの御指摘がありましたけれども、そのくだりに権利性の問題も少し併せて書き込んでいただくとか、そんな対応の仕方があるのかなと思います。

それから、10ページの基本指針の問題は、これはもう資料に書き込んである形でよろしいでしょうか。

加えて、包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業の関係、今回かなり明確になったというか、やはり包括的な支援体制の2つのアプローチを支えるツールとしての重層的支援体制整備事業という関係は明確になったと思うのですけれども、その分、恐らく今の奥田構成員の御発言、生活困窮者自立支援制度の活用はいいのだけれども、あわせて地域包括ケアシステム等の流れが大事で、これは恐らく、機能集約アプローチのほうではむしろこちらはかなりの出番が想定されているわけですね。だから、既存制度活用でも、もちろん地域包括ケアシステムが中心になるところもたくさん出てくるでしょうし、それをむしろ当然織り込み済みで、そうした中で、これまで重層的支援体制整備事業の中で4つの柱の1つに押し込められてしまった感のある生困をきちんと本来の形で位置づけ直すというところがポイントで、あわせて、地域包括ケアシステムがかなり軸になっていくということは前提なのかなと思って読んでいたのですけれども、いかがでしょうか。

○南室長 事務局です。

まず、既存制度の活用に関して申し上げますと、12ページの下から3つ目のポツで書いておりますが、基本的に一番大きな広い仕掛けとしては生活困窮があると思いますが、やはり地域、自治体によっては介護保険、地域包括ケアシステムベースでやっているところもあると思いますので、それについて介護保険制度というのでまとめてしまっていますが、そういった意味では地域包括ケアシステムをベースにというのもあり得ると思いますので、そこを追記することは可能だと思います。

それと、機能集約に関して申し上げますと、まさに4分野一体で機能を集約していく中ということですので、当然、生活困窮に限らず、共通化できるような内容というのはやはり困窮中心になると思いますが、もちろん地域包括ケアの理念とか考え方を取り込んでというのも御指摘のとおりですので、これも(ii)の1ないしは2辺りに追記ということは可能かなと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

○原田構成員 ありがとうございます。

生活困窮を軸にするか、地域包括ケアシステムをという二者選択ではなくて、多分、大きな理念や対象というところでは生活困窮が軸になりながら、地域包括ケアシステムという医療や保健の連携というのは、生活困窮だけではまだ弱いところがありますし、地域包括ケアシステムをゼロ歳から100歳に広げていく、普遍化するというところとうまくミックスする中で、この包括的な支援体制を自治体ごとにどうつくるかという、その仕組みが大事だという意図です。

○宮本座長 なるほど。よく分かりました。恐らく今おっしゃったことが機能集約化ということになるのかなとも思います。

それから、最後に原田構成員がおっしゃったことは、17ページで身寄りのないという問題を、単独世帯化、未婚化の問題に還元しないということですね。やはり地域で起きていく大きな変化の問題として大きく捉えるという理解でよろしいでしょうか。

○原田構成員 そうです。そうであればあるほど、対象者はやはり広がってしまうので、それにふさわしい体制をつくらないといけないというところになるかと思います。

○宮本座長 分かりました。

ということで、あとお三方プラス菊池座長代理ということで、ただ、やはりここで休憩を入れないと、もうなかなか集中力が続かないところもあると思いますので。永田構成員もいらっしゃった。すみません。事務局に入っちゃったような感じで。それならしっかり休みましょう。15分休憩で、3時10分から再開させていただきたいと思います。

(休 憩)

○宮本座長 よろしいでしょうか。お疲れのところだとは思いますが、議論を再開させていただきたいと思います。

それでは、尼野構成員、よろしくお願いします。

○尼野構成員 北芝の尼野です。

何度か意見が出ていたと思うのですが、地域づくりのところ、特に私の感覚からするとすごく行政サイドの感じがあって、地域の住民主体という言葉が出てくるのですが、これを地域で活動している人たちがどういうふう to 受け止めるか、メリットはどんなふう to 感じるかというのは結構読み解くのが難しいなというのが正直な意見です。

さっき終わりにかけて、13ページの(ii)の3つ目のところの住民等に対する啓発研修というのは、啓発と研修なのかなというのが正直なところ。まず、若干上から目線に感じるというのがあって、本当はここでもいろいろな意見を聞き、まず地域のことを聞くということをするべきなのではないのかなというのは、さっきそういう意見も出たかと思うのですが、感じました。

私も地域で活動していて、こんなことやろうと思うねんとかいう話をしたら、また難しい話をしているとか地域の人に言われたりする。多分ここで話されているようなことを伝えるのはすごく難しいことだと思うのですが、その理解というか、地域の人たちがこれは面白そうとか、自分たちにとってプラスになるということがないと、それこそ福祉サイドからの、こういういいことがあるよということでは難しいのではないのかなと思いました。

もう一つは、若者支援のところでも予防的な観点を入れてもらったのはすごくありがたいなと思いました。書いてくださっているとおりなのですが、もう少し補足があるとい

いなと思ったのは、困難を抱える若者に対象を限定せずということ、これは私もすごく大事なことだなと思っていて、もし補足ができるとしたら、予防的観点って何なのかという話で、若者たちの予防ということ、将来的にもしかしたら課題が表出するかもしれないということで、現時点では課題は見えていないということだと思います。表出していないということで、そういう人たちを、福祉の支援の人たちからすると、どう関わっていいかすごく難しいというのは結構いろいろなところで言われていて、生活困窮の窓口とかで若者の相談は結構あると思うのですが、継続しないというのが割とよくある話で、どう関わっていいかわからない、何に困っているかが明確ではないということと言われることがあるので、その部分の難しさが多分出てくるのだと思います。

なので、イメージ的には、ここで何か課題があって、すごくサポートが必要な人というよりも、まだ見えていないけれども、この人たちでいうと本当は地域の担い手にもなるという観点もあって、支援が必要ということではなくて、実はこういう人たちも地域共生の重要な担い手になるというようなことが何らかの形で入れられないかなということをちょっと考えました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

順番が逆になりますけれども、若者支援の予防的な観点は大事なけれども、恐らく中身がもう少し具体的に書かれてもいいのではないかなと思います。恐らく16ページの検討会議での意見等の4番目の丸ポツで、「困難を抱える若者」だけに対象限定せずと。尼野構成員が今おっしゃったことは、この多様な居場所づくり等だけでは、今おっしゃったような支援を広げていく上では必ずしも十分ではない。あとどういう中身をここに書き加えれば。

○尼野構成員 多分、居場所と学習支援しか出てこないというのがそもそも若者支援の政策の乏しさということかなというのをすごく感じるのですけれども、結構いろいろ若者支援を積極的に取り組んでおられるところで、佐賀の谷口参考人が以前ここで発表してくださったのですけれども、例えば職親制度とかも、本来は若者たちのためにということなのですが、でも、実は地域の担い手不足をそこに若者をマッチングすることで解消されるということもあって、居場所とか学習支援という今ある制度の中だけではなくて、地域の中で若者を支えるためにつくったものが、実は地域にとってプラスになっていたとか、担い手として活躍できる機会になったみたいなことは結構やっているところもあるので、どんな表現がうまく皆さんに伝わるか、まだイメージはあれなんですけれども、そのような今ある制度だけではなくて、もう少しイメージが湧くようなものがあるといいかなと思いました。

○宮本座長 予防的支援の仕組みの開発そのものが非常に重要な課題になっているということですね。

○尼野構成員 そうです。

○宮本座長　ありがとうございます。

最初のほうで、住民対象の研修・啓発、これはさっき松田構成員からもお話があったところですけども、恐らくこの文脈が機能集約アプローチというところで、これまで以上にみんなを巻き込んでいかなければいけないというところが前面に出ているから、尼野構成員の表現を借りれば、やや上から、住民のそれこそ総動員みたく聞こえてしまう。あるいは啓発というちょっと上から目線的な議論に聞こえてしまうところがあるのかもしれないので、その辺りは一工夫を。

○南室長　今の点に関して複数の構成員から御意見いただきましたので、ちょっと具体的に、後ほど修文は御確認いただければと思うのですが、例えば、地域住民等と対話し、共に考え、幅広い地域住民を巻き込んでいく取組を実施していく。

○宮本座長　何ページ辺り。

○南室長　失礼しました。13ページです。今、啓発・研修と書いているところなのですが、これは事業化みたいなことを想定して書いたのだからこういう書き方になってしまったのですが、もうちょっと幅広く捉えると、地域住民等と対話し、共に考え、幅広い地域住民を巻き込んでいく取組を実施していくことが必要ということで、具体的な事業に落とし込むと多分いろいろ啓発をやったり、研修をやったりということもありますし、それにとどまらずいろいろあると思いますが、それをまとめて少し広めに書いてはどうかということでしょうか。

○宮本座長　尼野構成員、大体そういう方向で意見を反映させたいということですので、よろしく願いいたします。

では、伊藤構成員、よろしくお願いします。

○伊藤構成員　伊藤です。

今の流れにちょっと追い打ちをかける形で恐縮なんですけれども、14ページの都道府県の後方支援のところ、上から4行目です。「アドバイザー派遣や市町村ごとの伴走支援を強化していく必要がある」のところに、可能であればここも同じように、例えば、強化していくとともに、勉強会参加者も地域住民等を広げていくといったものを入れていただけないかなと思いました。意図としては、ここで話されている内容とか、今後制度が変わっていくとかあった先に、結局また市町村の現場では、何をすればいいか分からなくて一旦総合相談をつくって、地域に行くのはちょっと怖くて、個別と地域が循環しないとか、繰り返されてしまうのかなという心配があります。それを研修とかいろいろあったとしても、市の職員が行きます、あと社協さんとか委託事業者が行きます、でも、地域団体とか地域住民の人は全然知らないまま、頭の固い市町村が考えたまま、どっちの方向へ向かっているか分からないまま形だけで進まないみたいのを避けたいなど。

そうすると、都道府県ごとに苦勞をする羽目になるかなとは思いますが、いっそのこと地域の方も参加されるような勉強会形式とかも選択肢として十分にあるよということ、ちょっと打っておいていただければなと思いました。

以上です。

○宮本座長 大変具体的な御指摘、御提案をありがとうございます。

14ページの最初のパラグラフのところですね。ここに今おっしゃられたような、とりあえず勉強会という言葉でよろしいのですかね。

○伊藤構成員 そうですね。私もやはり研修とかというと硬いと思うので、勉強会とか、わくわく考える会とかでいいかなと。この文書上はちょっと置いておいて、実際にやるとしたらそういうほうがいいかなと思います。

○宮本座長 なるほど。市町村と都道府県の関係にとどまらず、やはりそこを巻き込んでいくことが、その関係をうまくやっていく上でも非常に大事だという趣旨ですね。

○南室長 確認ですが、それは市町村のほうは先ほどのところで反映して、都道府県も同じように地域住民を巻き込む勉強会をやるということですね。

○伊藤構成員 はい。都道府県もその心意気を見せて、県の難しいっばい研修に行ったらけれども、思いのほか面白かったなみたいな。

○南室長 分かりました。では、先ほどの2ポツ目のところに追加をさせていただきます。

○宮本座長 ありがとうございます。

オンラインのほうに戻っていききたいと思います。それでは、石田構成員、お願いします。

○石田構成員 ありがとうございます。私からは4点ほど意見を述べたいと思います。

まず、最初にあった「地域共生社会の更なる展開に向けた対応」で、地域共生社会の理念・概念というところですが、社会福祉法の第4条、地域住民等の責務、それから自治体の責務、そこをしっかりと定義して整備するという内容についてです。地域住民等というところの説明は、この法律の定義によれば、「地域住民を含め、社会福祉を目的とする事業を経営する者あるいは社会福祉に関する活動を行う者」、それらを地域住民等として定義しているので、ここがある限りは、この活動をするのは福祉に関連している人たちと理解されてしまい、何かあった場合に、「それは福祉の管轄ですよ、うちは福祉じゃないんですよ」といった反応がどうしても出てきてしまうのではないかなと思うのです。

7ページの福祉以外の分野との連携・協働というところで、「地域共生社会の推進に当たっては、福祉以外の分野との連携・協働が不可欠な要素である」と書いてあります。ですから、そのために、まちづくり・住まい・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進していくということですから、今私が申し上げた文言をどこかに入れ込んでいく必要があるのではないかと考えます。ここに述べられているように、福祉と直接関係ない分野であっても連携していきます、協働していく必要がありますというような文言でしっかり述べられているのが大事ではないかと感じました。

2点目なのですが、包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方という9ページにあるところです。それが進んでいきますと、11ページに包括的な支援体制及び重層的支援体制整備事業について、(i)から(v)までの対応を進めていくという中の1番目です。市町村における包括的な支援体制の整備というところで、生活

困窮者自立支援制度があり、その役割の重要性などが書かれております。先ほど御意見もありましたけれども、生活困窮者自立支援制度というのはもう既に10年ぐらいたっている制度であり、9年の実績をちょっと調べたのですが、相談人数は315万人で、実際に就業したり収入が増えた人たちについては30万人ほどであるとのこと。この数字をどう見るかについて、先ほど名称という話が出ました。生活にかなり困窮している本人であっても、生活困窮者自立支援制度と標記されているものを積極的に利用するかどうかというところはちょっと疑問です。生活困窮者という文言そのものが、何となく抵抗感を感じさせるのではないかと思います。

名称の問題なのですが、職業安定所がハローワークという名称に変わったことからイメージが一新されたようなこともあったと記憶していますので、例えばなのだけれども、生活困窮者自立支援というのを「ライフアシスト制度」というように変更して、ちょっと訪ねてみようか、ちょっと相談したいなという心境になるようなことに、これは略称とか通称でもいいので、そういった名称を工夫していく必要があるのではないかなと感じております。

それから、その中で既存制度強化アプローチという文言があります。特に私が関心をもつのは、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度において、地域住民の多様な主体との連携・推進をしていくということです。この場合、両方の制度があるのですけれども、「これらをつなぎ合わせて一体的に展開されるような制度間、関係者間の連携強化を一層進めて、全ての関係者で地域を共につくっていく」というように説明がされています。もちろん非常に重要なことではありますが、関係者間の連携というのは、物理的には可能かもしれない。担当者の方たちとの会議の開催や協議・協力体制を築いていくことは可能だと思います。しかし、制度というのは、これが例えば自治体、市町村で乗り越えられるものなのかどうなのか、ちょっと疑問があります。制度というのをどうやって乗り越えていくかというのは非常に重要なところですが、様々な制度が複合的にある現状で、それをどのように整理していくかについては簡単ではないと考えます。

それについては、次の身寄りのない高齢者等への対応というところにも関わってきます。身寄りのない高齢者の生活上の課題というところで、17ページに日常生活自立支援事業というのが出てきております。これは新たにそれが拡充・発展して、新日常生活自立支援事業という形に展開されていくというようなことですが、この日常生活自立支援事業と、例えば、介護保険にも介護予防・日常生活支援総合事業というのがあって、これらの制度をどうやってすり合わせたり、重複しているところを整理していくのか、なかなかすっきりとした構図が見えてきませんのでちょっと教えていただきたいところでもあります。

そして、特にその次の20ページ以降にあります成年後見制度にも関わってくるところなのですが、これは本人の意思決定などが重要な要素になります。一方で、介護保険の中でもいわゆる独り暮らし、身を寄せるところの当てがない、そして、自身が認知症の症状を発症しつつあるような方について、成年後見とか日常生活支援、あるいは介護予防・日常

生活支援総合事業、これらの複合的な制度をどう整理していくのかというのが分かりにくいと思います。この辺をきちんと整理して、誰にも分かるような形で示されるのであれば、その方向へぜひとも持って行ってほしいと希望します。

その関連で、22ページに中核機関というところが出てきておまして、これが新たに権利擁護支援推進センターという名前で発足するということですが、先ほどちょっと説明があった司法と福祉の連携ということで、その司法と福祉の連携の中核に位置する機関として権利擁護支援推進センターがあるということです。しかし、司法というのはやはり捉え方が難しいです。立法・行政・司法とあって、かつて習ったことがあります、そう考えるとやはり司法は裁判所ということになるかもしれません。ただ、もう少しそれを拡大した考え方で見ると、いわゆる様々な法。例えば生活困窮者自立支援法や介護保険法も含めて、全てのいろいろな法律に関わるものと、個人の生活の自立を支援することとの関連をつなげるというような機能を持っている機関となるならば、様々な制度をまたぐものについても、中核機関の機能によって整理していただく方向が見えてくるかもしれないと期待しています。

○宮本座長 すみません。そろそろおまとめいただけますか。

○石田構成員 最後に1つだけ。「身寄りのない」というこの言葉だけは、以前から非常にこだわっておりまして、先ほど中野構成員から「身寄りに頼れない」、あるいは原田構成員からは「身を寄せるところがない」といった発言がありました。これらの表現のところが、実際の状況を表していると思いますので、「身寄りのない」という言葉については、ぜひとも変える方向で検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

私が理解した限りでは、いずれもととても重要な論点であると同時に、どのように中間とりまとめに反映させていくか、ちょっと工夫が要するところも多いなというふうにお伺いしておりました。

第1番目の地域共生社会の住民像のところは、第4条の法改正の際に留意すべきだという御趣旨と理解してよろしいでしょうか。それとも、この中間とりまとめのどこかの部分で具体的に手を加えるという御提案でしょうか。

○石田構成員 今後、もし整備をして法制上文言が変わるということであれば、そこの文言も加える形の検討をしていただきたいという意味です。

○宮本座長 私が理解している限りでは、そこは事務局含めて共通の課題意識にはなっているかなと思います。

それから、生困法の名称の問題、これは皆さんかなり受け止め方を共有していると思います。ライフアシスト法がいいかどうか、ちょっと水難救助みたく聞こえたりしますので、そこはもう少し何か日本語にしていたほうがいいかもしれませんけれども、もともとは生活支援法というような名前もあったのです。それがどうしてこういう形になったかとい

うと、いろいろな困窮者支援についての考え方があって、少なくともこの検討会議ではおっしゃる趣旨を共有できていると思うのですけれども、どこまで具体的な新しい法の名称を書き込めるかというのは、ちょっと慎重になるところもあるかもしれません。

3番目、4番目、これまでも御指摘があったところだと思いますので、承ったということになるのかなと思いますが、何か事務局のほうから確認しておくべきこととかはありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、栗田構成員、お願いします。

○栗田構成員 栗田でございます。私から1点だけ、新日自についてでございます。

私もここにありますとおり、第二種社会福祉事業化されるということには総論として賛成です。といいますのが、今まで誰かの責任感によってとか、シャドーワークによって成り立っていたところが、実体あるサービス、目に見えるようになるという意義は大変大きいと思っております。ただ、実際にどう展開するか、どこまで事業化されるのかということころは慎重にすべき点があるかなと思うのですが、あまり広過ぎると、この事業が担う範囲がむしろ身寄り問題を加速させてしまったりとか、地域共生社会のコンセプトからずれていってしまう可能性もあるのではないかと危惧しております。

というのが、前回、この事業の守備範囲が広過ぎるという話を申し上げて、これはある意味、24時間365日体制を常に対応できるようにするという事業の深さのようなところを、あまり深過ぎると事業の継続性自体に影響が及ぶのではないかという意味合いで申し上げて、それを織り込んでいただいたのですが、今度、広さとしてどこまでこの事業がやるのかということころですけれども、例示されているような入院・入所の手続支援とか死後対応、あるいは重要な医療行為とか転居の際、こんな人生のイベントを事業として、あるいは専門職として支援するというのは非常に有効だと思うのですが、日常生活支援と言われるようなところまでどこまで入るかということです。頼りになる親族がいらないために買物に困っています、ごみ出しに、草取りに、電球交換にという、そのようなところまで介入する、あるいはできるとなってしまうと、もちろんこの事業のキャパを超えてしまうということもありますが、そうすると制度上のサービスの担い手、受け手という固定された関係性にそこはなってしまいますので、それが共生社会のコンセプトからずれやしないかなと思うところが1つあります。

それと、今、ある意味互助で、住民の助け合いで成り立っているものがここに置き換えられると、もう私たちの手助けは大丈夫そうねということで、むしろ地域福祉活動あるいは共同体が衰退していくというのはほかの制度であり得たことでありますので、それが起こらないように気をつけないといけないし、その起こった結果が身寄り問題というふうにもいえると思いますので、あまり手を出し過ぎると本末転倒なことになりかねないのではないかなと思っております。

ですので、結論としましては、身寄り問題全体の中の制度が担うのはこの辺りであると

というような問題の全容を明らかにした中の、この事業の守備範囲とそれ以外のところについてを分けるような考え方として、文言にこだわりはないのですが、互助とか住民同士の支え合い、地域福祉という観点、考え方をここに1つ入れておくべきではないかなと思います。

ただ、そうなったときに、この問題の解決も住民に担わせるのかというネガティブな受け止め方をされることもあり得るかと思いますが、そうではなく、この問題自体の発生の起源から考えて、積極的な意味合いで、やはりそこは重要なところで、そこは残していかなければいけないところだということで考え方を織り込めないかなと思ったところです。

以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。勝部構成員がおっしゃっていた支援体制そのものをきちんと保障することと併せて、今、栗田構成員からは、ある程度守備範囲を明確化していく。同じようなお聞きの仕方になって恐縮なのですが、どの辺りに、どんなふうに守備範囲を書き込めばいいのか。1つは、具体的に御提示いただいたように、地域共生社会の趣旨からしても、固定的な関係をつくり出すということを避けること。あるいは現在行われている互助の解消にはならないことを明確にしていくということ。あわせて、入院とか入所の手続等々、具体的な御示唆もありましたけれども、守備範囲の言い表し方として、たくさんの経験を積まれてきた栗田構成員でもありますので、何か御示唆ありますでしょうか。

○栗田構成員 この問題の専門性の高いものが制度化されていって、それ以外の生活支援と言われるようなことについては地域福祉の考え方と一体的に検討していくというような、そんなイメージを持っております。

○宮本座長 なるほど。

今の問題に関してということで。

○奥田構成員 栗田構成員のおっしゃることは本当にそのとおりだと思うのです。もともとある互助が引っ込むようなことにならないようにというのはそのとおりなのですが、ただ、私は、やはりここに家族代わりではないのだというのが明確に書かれていて、これは家族ではないのだと。互助が成立している地域はいいのですが、一般的に言ったら、それが無いのが現状の一番の問題なので、家族代わりではないのだ、日常生活支援は互助でやるのだ、だけれども、その互助をどうつくるかというのが、ここの部分に関しては関係が全然書かれていないのですね。だから、専門性の高いところはここで引き受けると。新日自でいくと。でも、一方で、それができることによって互助がなくなるという心配とともに、逆に言ったら、その互助がないから従来の家族の部分是谁がすんねんみたいな話、そこが課題なんだよというのは書いておかないと、これをやると互助がなくなるという、互助が既にあるような前提なのだけれども、ないほうが多いのではないですかね。そこがちょっと気になりました。

○宮本座長 分かりました。お二人がおっしゃっていることは矛盾することはないと思い

ますので、事務局と一緒に具体的な書きぶりを考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

永田構成員、すみません。先ほどオンラインに戻ってしまいました。

○永田構成員　ありがとうございます。おまとめいただきありがとうございました。繰り返しになるところもあるかと思いますが、4点の意見を申し上げたいと思います。

まず11ページで、困窮の対象について。これは皆様と同じですので、繰り返しになりますので、少しだけにしたいと思っています。支援が必要なものが幅広く含まれることについて法令上の規定の整備の検討を進めるとあります。法律の対象の規定の拡大というのは、ここにいらっしゃる委員の皆様をはじめとして、これまで努力してきてくださったと経緯があるかと思っています。座長もおっしゃるとおり、これは「生活支援戦略」が基底になったかなと思いますが、広範な社会的支援を必要とする人を対象とした制度設計をしていくという理念があったかと思っています。ぜひその理念に立ち返って、皆様おっしゃられたとおり、包括的な支援体制の基軸となる制度というふうに位置づけるわけですので、生活困窮という枠からさらに対象を広げるような法改正を省として目指していくことを検討していただきたいと思っています。文言については、先ほど御対応について検討していただいたところかと思っています。

2つ目ですけれども、13ページです。これも原田構成員がおっしゃっていましたが、相談の構造化をぜひ意識していただく必要があるかなと思っています。機能集約型アプローチについても、新たな福祉の提供ビジョンで打ち出された方向性を継承していると理解していますので、基本的には方向性としては賛成です。ただ、下手をすると、人や予算の削減、ひいては特定の人に負担がかかるといった結果になってしまうのではないかなと思っていますので、相談機能というものを構造化して検討していくことを必要なら文言として入れていただければと思います。

先ほど座長からあった名張のまちの保健室ですけれども、そういった方々が一次相談をしっかりと担えるのは、やはり専門的なバックアップがしっかりあることが大前提になっているということも申し上げておきたいと思っています。

それから、3点目、15ページで評価について書いていただいているかと思っています。これは籾木構成員もおっしゃっていましたが、重層的支援体制整備事業は、多くの自治体でこれまでできなかった分野を超えた横断的な支援体制とか、様々な人とのつながりから創発的な地域づくりに取り組んでいく、そういう実践を生み出してきたという事実もあるかと思っています。一部の事業の趣旨をしっかりと理解できていない運用がなされているというのはあると思うのですけれども、こうした創造性みたいなものは、やはり「困窮」という名称で対象を限定していなかったからこそ豊かに育った面があるかと思っています。評価の枠組みについても、こういった出てきた芽を育てていけるような、そういう評価枠組みをぜひ考えていただきたいというのが3点目です。

最後に新日自についてです。ここでは対応の方向性を示すにとどまるということは理解

していますが、新しい制度の理念とか対象者の範囲、支援内容、利用者負担の考え方、それから監督体制、こういった重要な検討がまったくなされていないという現実があるかなと思います。現場の方々が非常に不安に思われているというのは私もたくさん聞いているところです。ですので、こうした新たな事業の詳細について、現場で実務を担っている方、それから先ほど勝部構成員がおっしゃっていたように当事者の方、そういった方々の意見をしっかり聞いて事業設計していくということ、そういう検討する機会を設けていくことをぜひ検討していただきたいなということを最後に申し上げたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

3番目に挙げていただいた評価の問題というのは、割とこれまでこの問題を出すと財務当局から制約を受けてしまうのではないかと懸念もあって、ちょっと避けがちなものだけども、そういう段階ではない。こちらではっきりしたインデックスというか変数をつくっていかないと、自治体は何のためにやっているか分からなくなってしまうということです。そこは永田構成員のお力も借りながら具体化していかなければいけないのかな。

あとの3点もいずれも大事なポイントで、永田構成員に関しては、事務局から問い合わせればすぐびんと何か修文のアイデアが返ってくると思いますので、今あまり時間をかけて確認する必要はないのかなと思います。

ただ、永田構成員からも出たように、生活困窮者自立支援法というのが、やはり必ずしも人気のある名称ではない、あるいはこの制度の今日的な機能を考えた場合に最適な名称ではないというお考えがいかにか共有されているのかということも浮かび上がったので、ここはしっかり受け止めておかなければいけないなと思いました。ありがとうございました。

最後になりますが、菊池座長代理、いかがでしょうか。

○菊池座長代理 ありがとうございます。皆さんの御意見を聞かせていただきながら考えたことが5点あるのですけれども、簡単に述べさせていただきます。

1つ目は、第4条と第6条の関係ですけれども、地域共生社会の権利、あるいは権利性を盛り込むという議論がありましたが、ちょっとなかなか難しいなと私自身は今時点で感じているところです。例えば障害者法制とか、認知症の基本法とか、まさに共生社会ですね。社会福祉法上は地域共生社会という、地域共生社会と共生社会は違うと書いていますけれども、まさにその違いがあって、障害者法制などは権利の主体であるといったことを書きやすいのですけれども、社会福祉法は最初から地域住民で、支え、支えられる主体として登場しているので、例えば第4条第2項に新たにそういう権利性的なものを盛り込むとしても、ちょっと肌合いがというか、難しい。さらに、次の繰り下がった第3項、第4項ともなじみがどうもしっくりこない。私は、やはり第6条で受けて、第6条の国や自治体の責務規定を充実させていく。その中で地域づくり支援みたいなものも含ませて書き込んでいくほうが、全体のバランスというか、無理のないものになるのではないかなという印

象を持っています。

次に、これは田中構成員のご意見で感じたところですが、この報告書は地方創生というのが出てきていないのですね。でも、どこかで最後のところにでも少しそれを出して、受けたらいいのではないかなと。共生社会の議論は、最初の段階から割と地方創生の関係で議論されてきたのですね。だからここで、しかも、この6月に地方創生2.0、結構大事なものが政府から出されて、そこでいかにこれを盛り込んでもらえるかというのは重要だと思うので、地方創生との関係性というのは最後にでも入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

3つ目に、生困法の関係で、第3条第1項の経済的困窮、これは確かに今までハードルが高く、なかなか難しいという認識であったのです。これは恐らく内閣法制局の法令審査も通らないということであったのですけれども、ただ、やはり状況はちょっと変わってきている面があるというのも事実だと思います。まさに身寄りのない高齢者問題、それから権利擁護支援策の拡充というようなものが出てきて、どこでそれを受けるか。どこかの法制度で受けていかなければいけないよねということになってきたので、状況は違うので、ぜひトライしてほしいなと思います。

ただ、まだ完全には機が熟していない面があって、どこで受けるかというときに、例えばそれは私法的な対応で契約規制とか、そういうところでもできるんじゃないのという話にもなり得るので、まだガイドラインを出しただけということもあり、そういう意味では完全に機は熟していないのだけれども、明らかに前々回の生困法の改正のときとは状況が変わっているのは事実なので、ぜひトライしていただきたいなと思います。

同様に、第2条第2項の地域づくりについても、12ページの3つ目のポツで「位置づけを改めて」と書いていただいていますけれども、その2つ目のポツに合わせるのであれば、法令上の位置づけと、可能であれば法令上という文言を入れられないか御検討いただきたいと思います。第2条第2項をもっと分かりやすくするという話にもなると思うのです。

それから、機能集約化アプローチについては、皆さんおっしゃっていたのに同感です。相談支援だけではなくて、2040年に向けたサービス提供体制検討会が中間とりまとめを出したように、サービス提供体制にも同様の発想というか、流れがもう出てきているわけですね。しかも、2040検討会では、介護からもっと広げて、障害、こどもなどまで広げて考えるという流れになってきている。さらに、医療法の改正法案が今出ていますけれども、そこで地域医療構想を大きく見直すわけですね。病床規制からまさに医療提供体制全体の構想にすると。その中で介護との連携というのでも出てきているのです。しかも、医療計画は都道府県の役割として考えられてきたのだけれども、今度は市町村の役割もはっきり出てきている。なので、そういう医療も含めた、医療、保健、福祉のサービス提供体制の集約化といった流れが見えてきつつあると私は思っているのです。そうであれば、サービス提供体制と相談支援の体制づくりみたいなものも、多分大きなこれからの流れの中に位置づけることはできなくはない。でも、これは奥田構成員のさっきの御発言に触発されて、

さらにその先の話をしているので、書き込むのはさらに難しいかもしれないですけども、そういう中で十分位置づけられるものだなと思って伺っていました。

最後に、身寄りのない高齢者等への対応と地域福祉の連携強化というのは、今回は第1弾というか、これで終わりでは全くないというのは皆さんの意見が一致するところだと思います。これが最終とりまとめだったら、これらについては今後さらに深める必要があるもので、また同様にこういった協議の場を設けていくべきであるみたいになんとか入るといいのかなと思いますが、中間まとめだから、ちょっとそれは難しいなと思って、それは福祉部会のほうで引き継いでいくのかなと思っていました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

私のほうで特にコメントする必要はないかと思いますが、最初の権利性の問題は、一見原田構成員とちょっと意見が違うようにも聞こえるかもしれませんが、恐らく原田構成員も第6条との関係で議論していたところがあるのかなと思いますので、方向性としては、第4条と第6条の重なり合いのところをきちんと法改正に生かしていくということです。そういう方向でお二人の意見を反映できるのかなと思いました。ありがとうございます。

大変長い時間、ほぼ3時間をかけて御議論いただきありがとうございました。

いかがでしょうか。皆さんの御意見をどういうふうに中間とりまとめに反映させるか、それをなるべく具体的に中身として共有できるように議論を進めてきたつもりですけども、最後に何か確認しておきたいこと等はございますでしょうか。

勝部構成員。

○勝部構成員 今回、機能集約化というアプローチで、先ほどの相談の構造化というのは理解がしやすいのですけども、集約化というと、安上がりとか、お金の集約化とか、そっちのほうに見えがちなので、相談体制をできるだけ住民のところから相談がしっかり上がっていくという機能のことなのですけども、それが誤解されないような体制、そういう形のフォローがあるほうがいいなというのをすごく思いました。

それと、もう一度お願いします。日自については、先ほど菊池座長代理が、最終案ではないので次回にしましょうということはおっしゃっておられて、そんな書くことないよと言われてはいますが、大変不安です。今日の議論を聞いていますと、もっともっと対象者は増えていくような感じがします。当初は、火宮室長からのお話では、お金がある人たちは民間活力を使って、そして、そうでないお金の厳しい人たちが社協でというふうな説明であったかのように思っていましたけれども、でも、今日、議論の中では、民間参入のない地区だってたくさんあるわけですし、そういう方々はどこでサービスをどう選べるのですかと、これだけ人がいない時代にどんなふうになっていくのかということになると、インフラとしての社協への期待が大きいというのは絶対そうだと思いますので、その辺りは現場や、また、これが持続可能な制度になるようにしっかりと考えていただきたいなということを最後にもう一回申し上げて終わりたいと思います。

○宮本座長 奥田構成員、お願いします。

○奥田構成員 何度もすみません。既にいろいろ書かれているのですけれども、やはり私は最後に、これを担う人材は誰なのか問題が勝負なのではないかなと正直思います。原田構成員も御意見の中に、総合相談と参加支援、地域づくりの一体化、コミュニティーソーシャルワークという言葉を使っていらっしゃるのですけれども、この足し算で考えていくのか、どういうふうにやっていくのかというのは、ここのところが次の一番勝負かなと思いますので、そこは何か、一番最後のところでもいいのですけれども、どうなのかなと。

なぜかという、今までの専門職教育に足し算していくという発想なのか、今までの専門職教育が、こういうDXの時代にもなって、だんだんと知識中心、制度つなぎ中心というところから現場は移行していくと思うのです。だから、伴走型の支援とか、コミュニケーションとかそういうことがすごく大事になってくる時代になって、いわゆる制度知識みたいなものは、引けば分かるということですね。そうすると、今まで言ってきた専門職教育自体を見直していかないと、足し算ではないのではないかと考えています。

最後に、以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

勝部構成員がおっしゃった機能集約という言葉、それ自体はおっしゃるように、機能集約という言葉には決して財政的な削減という意味合いは全くないのですけれども、これは恐らく積み重ねられてきた経験から、どうしてもそういう身体反応が起きてしまうということだと思います。少なくともそういうパターンを変えていくということを前提にして考えなければいけないのかなと思います。

今、最後にお二人がおっしゃったようなことも、きちんと可能な限り中間とりまとめに反映させていくという前提の下、最終的には座長とりまとめという形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど来、お二人の室長も皆さんのところを回ってちょっと文言も確認していたようですけれども、そのようなやり取りがしばらくあるかもしれませんけれども、御協力のほどお願いしたいと思います。

最後、単に和気あいあいと議論するだけではなくて、厳しい議論をくぐったというのは結果的に非常によかったのではないかなと思っております。南室長も心なしか痩せられたというか、より精悍になったと言ったほうがいいかもしれませんけれども、そんな印象もごさいます。その分、南室長のエネルギーを吸収して中間とりまとめは豊かになったかなというふうにも思っておりますが、菊池座長代理がおっしゃったように、まだここで終わりということではなくて、この先がありますし、中間とりまとめもしばらく作業が続くこととなりますので、よろしく願いをいたします。

私も最後いろいろ考えてきたのですけれども、もう息も絶え絶えで、何かもう言う元気

もなくなったので、これで今日の会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。